

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和3年3月8日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから令和3年平泉町議会定例会3月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会3月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

次に、令和2年に採択された請願・陳情の処理の経過及び結果報告について、町長から報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から、令和2年11月分から令和3年1月分までの現金出納検査の結果について及び令和2年度2月定期監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会3月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、報告事項については、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員からの報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

1番、大友仁子です。

それでは、諸報告の34ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおり報告いたします。

令和3年3月8日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

34ページ、裏面をお開きください。

令和3年2月18日、午後2時10分より、岩手県自治会館におきまして、令和3年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

付議事件についてご報告いたします。

35ページをお開きください。

議案第1号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,572万2,000円とするものであります。原案のとおり可決しております。

なお、補正予算の事項別明細書等については、38ページから43ページでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

44ページをお開きください。

議案第2号、令和2年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億3,650万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,613億6,398万6,000円とするものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

なお、補正予算の事項別明細書等につきましては、47ページから54ページでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

55ページをお開きください。

議案第3号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,495万円とするものであります。こちらも原案のとおり可決しております。

なお、一般会計予算の事項別明細書等につきましては、58ページから65ページでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

66ページをお開きください。

議案第4号、令和3年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,567億3,563万円とするものでございます。こちらも原案のとおり可決しております。

なお、特別会計予算の事項別明細書等につきましては、70ページから84ページでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、青木町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

85ページになります。

12月21日になります。世界遺産登録10周年記念事業実行委員会が開催されております。

12月25日になります。平泉町地域福祉計画策定委員会が開催されております。

1月になります。1月7日、大雪被害視察町内視察をしております。

1月14日になりますが、今度は一関管内ということで、大雪被害の視察をさせていただいたところでもあります。

1月18日になります。平泉町社会教育施設整備事業安全祈願祭を現地で開催しております。

1月22日になりますが、平泉町民生児童委員協議会厚生労働大臣表彰伝達式を町長室で開催させていただいたところでもあります。

1月22日になります。ラッピング郵便ポスト贈呈式が開催されております。平泉駅前にて開催したところでもあります。

1月24日、文化財防火訓練消防出初式を開催させていただいております。

1月25日、新型コロナワクチン接種検討委員会が一関市で、一関市、平泉町、一関市医師会と合同での検討委員会であります。

2月4日になります。統計功労者表彰伝達式が開催されております。平泉町長室において開催したところでもあります。

2月12日、平泉町文化観光振興基金運営委員会を開催させていただいたところでもあります。

2月25日になりますが、平泉町総合発展計画審議会を開催しております。答申をいただいたところでもあります。

3月4日になりますが、自衛隊入隊予定者への激励会が町長室で開催されておりますが、本年は男性の方2名の入隊者であります。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに日程に入ります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、三枚山光裕議員及び7番、真篋光幸議員を指名します。

---

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会3月会議の会議期間は、本日から3月17日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は、本日から3月17日までの10日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

---

議長（高橋拓生君）

日程第3、令和3年度町長施政方針演述を行います。

町長、登壇願います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

初めに、令和3年平泉町議会定例会3月会議の開催に当たりまして、令和3年度の町政運営の基本方針及び重点的に行う施策について、所信の一端を申し上げます。

令和2年度の我が国の経済を見ますと、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）の影響を受け、感染拡大防止のために経済社会活動の人為的な抑制を余儀なくされ、景気は急激かつ大幅に後退し、未曾有の経済停滞にさらされております。

本町経済もその例外ではなく、外出自粛や観光需要の減少などによって先行きが見込めない状況が続いております。このような中、平泉町は、議会と共に両輪となって、新型コロナウイルス感染症への対策を最優先とし、町民の声が町政に響くまちづくりを推進してまいります。

令和3年度の予算編成につきましては、一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算の総額は78億2,313万円余りとなっております。このうち一般会計予算につきましては、対前年度比8.5%増の54億7,000万円となりました。

歳入面につきましては、地方交付税、繰入金が増となる一方、国庫支出金、町税、地方消費税交付金が減となる見込みであり、地方債の発行に加え、財政調整基金及びその他の主要基金を一部取り崩して、必要な財源を確保したところであります。

歳出面につきましては、社会教育施設整備事業、防災行政無線のデジタル化や世界遺産登録10周年記念事業を行うほか、企業誘致に関連した産業振興、雇用対策に取り組んでまいります。

また、各種予防接種・検診に併せて、町単独医療費助成事業を継続し、さらに結婚・出産に対する新たな支援制度を設けるなど、子育てに優しい住みやすい環境づくりに重点を置き、予算配分を行いました。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計において医療費の増加に伴い、対前年度比9.6%増の8億2,370万円余り、水道事業会計につきましては、3条予算で対前年度比0.4%減の2億8,987万円余り、4条予算では水道施設と管路の更新事業費の増額に伴い、対前年度比27.7%増の4億8,322万円余りといたしました。

令和3年度は、第6次平泉町総合計画の初年度となりますので、町の将来像「輝きつむぐ理想郷」の実現に向け、限られた予算ではありますが、事業の重点化を図り、予算編成に配慮したところであります。

重点的に行う施策。

次に、令和3年度の基本施策において、重点的に行う施策について申し述べます。

町民総参加のまちづくりの推進。

町民総参加のまちづくり体制の確立につきましては、多くの町民が意見等をまちづくりに反映し、主体的にまちづくりに参加できるように、令和3年度は全行政区を回っての地域懇談会を開催してまいります。

また、高校生会議や協働のまちづくりサポーターなど、様々な機会を通じて意見聴取に努め、町民との直接対話によるまちづくりを推し進め、町民と行政の意思疎通に努めてまいります。

地域の課題につきましては、行政区地域課題対応事業等により、町民と一体となって課題解決に取り組んでまいります。

第6次平泉町総合計画の推進。

令和3年度から令和12年度を計画期間とする第6次平泉町総合計画につきましては、「つながりの力」「新たな魅力の力」「歴史・文化・自然の恵みの力」を生かしながら、将来像である「輝きつむぐ理想郷」の実現に向けて各種施策を展開してまいります。町民の皆様にも身近に感じていただきながら、町と一体となったまちづくりを進めていくため、総合計画の概要版を作成し、全戸に配布してまいります。

また、計画を着実に実行していくため、政策評価等を通じて、計画の進捗管理を徹底しながら、計画の推進に努めてまいります。

社会教育施設の整備。

社会教育施設の整備につきましては、令和3年度内の完成に向けて建設工事を進めるとともに、生涯学習拠点としての施設運営の在り方などについて、町民の皆様のご意見も伺いながら、令和4年7月の開館に向けて着実に準備を進めてまいります。

地域公共交通の充実。

地域公共交通の見直しにつきましては、町民のニーズや効率的な運行、公共交通網の維持に努めながら、地域公共交通会議において引き続き協議を重ね、デマンド交通等、新しい公共交通の導入を目指してまいります。

なお、令和3年度は、実証実験を実施し、よりよい運行を模索しながら、本格運行に向けて積極的に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、町内の工業団地に空きスペースがないことから、平泉スマートインターチェンジの整備による立地の優位性をアピールしながら、新しい工業団地の造成について検討してまいります。

また、誘致企業の安定した生産活動が行えるようフォローアップを行うほか、誘致企業と連携したプログラミング人材の育成事業を行い、町内での起業に向けた支援に取り組んでまいります。

世界遺産登録10周年記念事業。

令和3年度は、世界遺産登録から10周年という記念すべき年であることから、町内の関係機関・団体と連携しながら、様々な記念事業を展開し、観光需要の回復や経済の回復にも寄与できるよう取組を推進してまいります。

また、10周年記念事業を行うことによって、県内、特に震災から同じく10年を迎える沿岸地域にも波及効果がもたらされるよう、岩手県とも連携しながら取組を促進してまいります。

若者の定住促進。

若者の定住化につきましては、町内の企業情報を積極的に発信し、子育て世代が必要としている公園の整備を検討するなどして、働く場と居住環境を整え、積極的に進めてまいります。

また、新たに結婚祝金制度、出産祝金制度を創設し、既存の支援事業とパッケージ化することによって、結婚から子育て期までの切れ目のない経済的支援による少子化対策を進め、定住化と移住を促進してまいります。

保育・子育て支援の充実。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を継続して実施するとともに、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援体制として、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関との連携を図り、母子保健・子育て支援を行ってまいります。

また、妊婦健診等に利用できる妊産婦交通費支援事業を新たに行うとともに、産後の育児不安等に対する産後ケアの充実、乳児訪問、予防接種、各種子育てに関する教室などを継続して実施してまいります。

不妊に悩む夫婦への支援につきましては、不妊治療助成制度を引き続き実施し、さらなる制度の周知に努めてまいります。

乳幼児期における発達支援につきましては、各関係機関とのネットワークを構築しながら、支援体制と各種教室の充実を図るとともに、就学前の子供を対象とした相談体制や保護者支援の強化に取り組んでまいります。

保育の充実につきましては、子育て家庭の就労状況や生活実態を踏まえた保育サービスを提供するとともに、支援を要する児童に対しては、多様化する利用者ニーズに応じた保育の充実を図り、在宅の子育て家庭に対しては、子育て支援センターやアピュイにおける親子向け行事の提供や一時預かり事業等により支援してまいります。

保育料につきましては、多子世帯やひとり親家庭の保育料軽減の継続及び幼児教育の無償化な

ど、経済的負担の軽減を図ってまいります。

放課後児童健全育成につきましては、平泉地区・長島地区それぞれの児童クラブにおいて、学校・地域との連携を強化し運営するとともに、児童クラブの運営環境の整備を図りながら、放課後の児童の安全・安心な生活を支援してまいります。

医療費助成につきましては、18歳までの医療費の完全無料化を継続して実施し、児童生徒の健康を守り、経済的負担の軽減を図ってまいります。

保健・医療の充実。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、国・県・一関市医師会・近隣市町村との連携を図りながら、町民が安心して接種が受けられるよう早急に体制を構築してまいります。

保健・医療の充実につきましては、「健康ひらいずみ21（第2次）」に基づいた各種検診や健康教室、相談事業を通し、健康の保持や個人に合わせた支援を図り、令和3年度の重要領域を「生活習慣病（がん）」及び「こころの健康」と定め、より具体的な取組を行ってまいります。

生活習慣病（がん）につきましては、早期発見・早期治療のための検診受診を勧めるため、20歳から60歳までの5歳刻みの方を節目対象者として、個人負担金を無料とする取組を継続するとともに、検診未受診者への再勧奨や精密検査受診勧奨を行ってまいります。

また新たに、がん患者医療用補正具の購入に対する助成を行い、安心して療養生活や治療と生活の両立など社会参加ができるよう支援してまいります。

こころの健康につきましては、平泉町自死対策計画に基づき、各関係機関と連携し、こころの健康に関する相談窓口の周知、相談会や各種健康教室の開催など、こころの健康の保持増進に努めてまいります。

医療対策につきましては、一関市医師会等の協力を得ながら、在宅当番医制事業、夜間救急医療対策事業、二次救急医療事業により、広域での地域医療体制の充実を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、財政運営主体である岩手県とさらに連携を深め、適切な運営を推進してまいります。

また、第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診等の多様な受診機会を提供するとともに、受診率の向上及び保健事業の効率的な実施を図り、被保険者の健康増進と医療費の抑制に努めてまいります。

地域福祉の充実。

地域福祉につきましては、第2期平泉町地域福祉計画に基づき、生活困窮者やひきこもり問題、さらには独り暮らし高齢者世帯への対応など、地域における複雑化・多様化してきている福祉課題に対して、民生委員・児童委員をはじめ各団体と連携し、地域活動を通して地域での見守りやつながりを支援してまいります。

また、社会福祉協議会との連携協力を図りながら、町民の地域福祉活動への参画を促進するなど、共に支え合うまちづくりに向けて各種施策を推進してまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者福祉につきましては、第8期高齢者福祉計画及び一関地区広域行政組合で策定する第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、各種施策を推進してまいります。

また、住民主体による「平泉いきいき百歳体操」の活動を引き続き支援し、高齢者が生き生きと健康で元気に暮らすことができるように、新しい生活様式の沿った介護予防施策を推進し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

さらに、在宅介護支援につきましては、認知症の人や家族等を支援するため、認知症ケアパス（あんしんガイドブック）を活用し、「共生」を重視しつつ「予防」の取組を強化するとともに、家族介護手当やタクシー料金の助成、住宅改修補助等の生活支援を引き続き実施してまいります。

障がい者福祉の充実。

障がい者福祉につきましては、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に基づき、障がいのある方が自らの力でその人らしく暮らしていけるように、日常的な相談から保健・医療・福祉サービスの提供、住まいや就労の場の確保など地域生活を支援する相談体制について、一関市と共同で設置している一関地区障害者地域自立支援協議会と連携しながら推進してまいります。

また、関係機関やサービス事業所と連携し、障がいの特性を踏まえたきめ細やかなサービスの提供を行うとともに、介護者や家族の負担を軽減するため、日中一時支援事業や移動支援事業を継続して行ってまいります。

障がい児福祉につきましては、新たに医療的ケア児等に対する非常用発電機貸与事業を行い、在宅で医療的ケアを必要とする障がい児等への支援を強化してまいります。

また、障害者差別解消法の普及啓発を行い、障がいのある方もない方も互いに尊重し合う共生社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

環境保全の推進。

自然環境の保全につきましては、環境保全に関する啓発・広報活動や、希少な動植物や外来種の実態把握などを通じて環境意識の向上を図るとともに、地域における環境保全活動と連携した実践活動を推進してまいります。

また、一般家庭への住宅用高効率給湯器の設置に対する補助を引き続き実施し、省エネルギー化を促進してまいります。

一般廃棄物処理につきましては、一関地区広域行政組合をはじめ関係機関と連携を図りながら、ごみの分別収集の徹底と減量化、不法投棄の監視強化等による廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでまいります。

また、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場の建設につきましては、一関市及び一関地区広域行政組合と連携し、生活環境影響評価調査等を実施してまいります。

放射線対策につきましては、毎月の定点調査をはじめ、公共施設調査、行政区別調査、一般宅地のホットスポット調査や飲料水調査など、測定頻度や測定体制を見直しつつ継続して実施するとともに、原発放射線対策本部会議において関係部署の進捗状況と課題の共有を図りながら、解

決に向けて必要な放射線対策の検討を進めてまいります。

東京電力への損害賠償につきましては、自治体賠償において原子力損害賠償紛争解決センターへの3回のあっせん申立てなどを踏まえて対応するとともに、再度のあっせん申立ての検討や令和2年度の損害賠償について、県と連携しながら請求してまいります。

農業の振興。

農業の振興につきましては、農地や農家、農業従事者の減少を食い止め、産業としての農業を維持していくことが課題であり、意欲と能力のある認定農業者及び地域農業の担い手の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

また、農地の利用集積や農作業受委託の促進等を地域単位で推進するため、日本型直接支払制度である多面的機能支払や中山間地域等直接支払に取り組むとともに、農業委員会と連携して農地利用最適化推進委員の積極的な活動を促し、地域農業の振興を図ってまいります。

水田農業につきましては、県から示された米の生産目安に基づき安全・安心な良質米生産を推進するとともに、需要に応じた生産調整を進め、米価の安定を図ってまいります。

園芸振興につきましては、当地方の主要園芸品目であるトマト、ナス、ピーマンなどの栽培促進や、道の駅平泉への出荷促進に向けて、関係機関と連携しながら支援してまいります。

地産地消の推進につきましては、生産者と地産地消認定店等の間で情報共有を図るとともに、女性農業者等による新商品の開発や農産物の6次産業化等に向けた取組を支援してまいります。

畜産の振興につきましては、コロナ禍における子牛販売価格の変動が続く中、いわて南牛振興協会の活動を中心に、ブランド肉牛「いわて南牛」を安定して供給できる体制の確立を推進し、丑年にちなんだプロジェクトを関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

農業用施設につきましては、自然災害対策も踏まえ、令和2年12月14日からの大雪により被害を受けた農業者への支援や老朽化した水路施設の計画的な維持更新について、関係機関及び団体と連携しながら実施してまいります。

農山村環境の保全。

農山村環境の保全につきましては、東稲山麓地域における世界に誇れる農林業システムを生かし、営農システムや地域資源などを継承していくとともに、西行桜の森や大文字キャンプ場の利活用の促進や東稲山の桜情景復活などによって誘客効果を高め、当地域の活性化を推進してまいります。

都市と農村との交流につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実現可能な内容での交流継続を目指し、平泉町グリーンツーリズム推進協議会の教育旅行受入れや農家民泊等の開業を支援してまいります。

鳥獣被害につきましては、国の補助を活用しながら、猟友会と連携した鳥獣被害対策実施隊による捕獲や電気柵の設置等の対策を実施するとともに、平泉町鳥獣被害防止計画の見直しを進めてまいります。

林業の振興につきましては、平泉町森林経営計画に基づき、除間伐等適正な森林資源の管理と

計画的な森林の保全を図るとともに、森林病虫害防除を引き続き実施してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、適切な経営管理が行われていない人工林の森林整備を推進してまいります。

商工業の振興。

商業の振興につきましては、平泉商工会と連携して新型コロナウイルス感染症によって影響を受けている事業者への支援を最優先とし、その上で平泉町創業支援等事業計画に基づき、ひらいずみ創業塾の開催や平泉町創業支援ネットワーク会議を軸とした多様な事業展開を切れ目なく行うことにより、創業、事業継承及び経営力向上による経営基盤の強化に取り組んでまいります。

また、中尊寺通り賑わい創出事業によって、事業者と地域住民との交流の機会を創出し、地域経済の維持拡大と商店街の活性化を図ってまいります。あわせて、店舗リフォーム促進支援事業及び空き店舗対策事業の運用を通して、事業継続支援と空き店舗の解消に努めてまいります。

工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けた中小企業等の経営の安定や資金調達の円滑化を図るため、平泉町中小企業振興資金貸付制度を継続してまいります。

また、企業懇談会によって、企業の動向やニーズの把握、活性化を図るとともに、平泉町取引支援促進事業によって、海外出展も視野に入れた事業展開や情報発信を推進してまいります。さらに、事業規模を拡大する企業につきましては、地域企業経営強化支援事業によって企業の事業支援と雇用の場の創出に努めてまいります。

働く場の充実。

雇用対策につきましては、商工会やハローワークなどの関係機関と連携・情報共有し、就労支援に向けた職業相談を行い、誘致企業や町内企業への地元雇用の確保を促しながら、ふるさと就職ガイダンスの開催や若者等ふるさと就職支援事業補助金を継続し、若年労働者の地元就職及びUターン等を推進してまいります。

また、少子高齢化が一段と加速している中で、町シルバー人材センターへの運営費補助等を継続し、高齢者の適正かつ安全な就業に努めてまいります。

観光の振興。

観光の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束状況を鑑みながら、世界遺産登録10周年記念事業及びJRの東北デスティネーションキャンペーンを基軸とし、平泉観光協会と関係機関・団体と連携しながら、平泉観光案内所や平泉駅なか案内所の機能の充実を図ることによって受入れ体制を強化し、併せて、教育旅行の誘致を積極的に展開してまいります。

また、町内周遊観光の利便性を高めるため、各交通機関と連携し、巡回バスやレンタサイクル、語り部タクシー等の運用を効果的に行うことで二次交通を充実させるとともに、平泉町ウオーキングトレイル魅力化計画に基づき作成したパンフレットを活用しながらガイドの本格的始動、併せて伝統工芸や仏教関連の体験メニューの充実を図ってまいります。

外国人受入れ態勢につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、国際交流員による国際理解の醸成と多言語による情報発信とともに、これまで推進してきたインバウンド観

光施策を継続しながら、引き続き環境の整備に取り組んでまいります。

観光地経営の視点に立った観光地域づくりにつきましては、平泉観光協会や世界遺産平泉・一関DMO等の関係団体と共に、広域連携事業や閑散期対策などの舵取りの役割を担える組織の立ち上げや育成支援を引き続き行ってまいります。

水道・下水道の整備。

水道事業につきましては、引き続き配水管の布設替え工事と鉛製給水管の布設替え工事を実施するとともに、各浄水場と窟ポンプ場の電気計装設備、機械設備の更新を実施してまいります。

また、有収率の向上、事務経費及び維持管理費の縮減等に取り組み、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、施設の耐震診断調査を実施し、計画的に水道施設の更新を行い、健全な経営の確保を図るため、水道事業基本計画（新水道ビジョン）に基づき、事業を実施してまいります。

下水道事業につきましては、汚水処理施設整備構想（アクションプラン）に基づき、事業を実施してまいります。

農業集落排水事業につきましては、施設の適切な維持管理、経費の縮減に努めてまいります。

また、下水道事業、農業集落排水事業は地方公営企業法を適用した会計に移行しており、今まで以上に経営の質と効率性を向上させるとともに、持続性を確保するため、広域化・共同化について引き続き検討を進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、引き続き支援を実施してまいります。

道路交通網の整備。

平泉スマートインターチェンジの整備につきましては、高速道路利用者の利便性向上により、観光の振興や地域産業の活性化を推進することから、関係機関と連携し、早期完成に努めてまいります。

道路網の整備につきましては、町道ねずみ沢線を継続して実施してまいります。

また、県道平泉停車場中尊寺線の早期完成を図るため、引き続き県に協力してまいります。

住宅・市街地の整備。

住宅・市街地の整備につきましては、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業を継続して実施してまいります。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、高田前団地の水洗化工事を実施してまいります。

空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づき、引き続き空き家等の調査を進めるとともに、特定空き家等に対処してまいります。

また、空き家・空き地バンク事業により、空き家等の有効活用に努めてまいります。

景観の保全・整備。

景観の保全・整備につきましては、豊かな自然と美しい景観を守り、次世代へ継承するため、関係機関及び町民の協力を得ながら、道路、河川等の環境整備を引き続き実施してまいります。

また、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例と平泉町屋外広告物条例の周知を図り、

町民、地域及び企業等が一体となって世界遺産の町にふさわしい景観の保持に努めてまいります。

景観形成に関わる補助制度につきましては、屋外広告物の改修や和風建築物の新築に対し、引き続き実施してまいります。

安全・安心なまちづくり。

地域防災力の充実につきましては、防災行政無線のデジタル化事業を実施し、防災・減災力の強化を図るとともに、防災に対する普及啓発や消防団及び自主防災組織の育成強化など、地域防災力の向上を図り、町民の安全・安心な暮らしを維持してまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会等の関係機関と連携を図りながら、年間を通じた季節ごとの交通安全運動をはじめ、日々の街頭指導及び広報・啓発活動、交通安全教室などを実施し、特に高齢運転者の事故防止や死亡事故ゼロ日の継続など、交通事故のない安全な町の実現に向けて取り組んでまいります。

災害時における要援護者への支援につきましては、避難行動要支援者避難支援計画に基づき、関係機関や民生委員・児童委員、地域団体等の理解と協力を得ながら、要支援者名簿の更新と見守り支援を行い、併せて個別支援計画の策定に取り組んでまいります。

また、災害時における災害ボランティアセンターの設置に向けては、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアへの対応などに備えてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、町が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、町セキュリティポリシーに基づき、実施してまいります。

住民情報系システムにつきましては、一関市、陸前高田市、釜石市、住田町、一関地区広域行政組合と本町の6団体で締結した自治体クラウド協定により、情報システム標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を進めてまいります。

国際リニアコライダーの誘致。

国際リニアコライダーの誘致につきましては、関係機関と連携を図りながら情報収集・意見交換を行い、普及啓発に努め、政府による日本誘致の方針決定を促すなど、近隣市町村と共に積極的に取り組んでまいります。

平泉の文化遺産の保存と活用。

平泉の文化遺産の保存と活用につきましては、世界遺産登録10周年の節目に当たり、改めて平泉の価値の理解、理念の普及、後世へ引き継ぐ意識の醸成を推進してまいります。

遺跡調査、史跡整備につきましては、平泉遺跡群調査整備指導委員会の指導のもと、無量光院跡の庭園整備と、観自在王院跡の内容確認調査を着実に実施してまいります。

教育の振興。

教育の振興につきましては、平泉町教育大綱に掲げる「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進することによって、さらなる教育の発展に努めてまいります。

「GIGAスクール構想」による新しい時代の学びの実現や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）による「地域と共にある学校づくり」を目指すとともに、「平泉学」を基軸と

した多くの町民が地域について学び合う機会の拡充を図り、郷土愛の醸成と人材の育成に取り組んでまいります。

終わりに、現在、依然として新型コロナウイルス感染症が収束せず、変異種の発見など新たな不安も広がっているものの、今後ワクチンの接種が本格化することによって、希望が見えてくるものと思っております。

本町といたしましても、令和2年2月28日に設置した「新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部」をこの間60回以上開催し、国や県からの情報共有等に努め、感染対策の徹底を町民に呼びかけるとともに、補正予算を編成しながら緊急経済対策等を実施してまいりました。引き続き、感染状況に応じた支援策を講じるとともに、ワクチン接種を全力で進めてまいります。一日も早い収束を迎えるためにも、どうか町民の皆様一人一人が徹底して感染防止に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和3年度は、全行政区での地域懇談会の開催など、コンパクトな町の強みを生かしながら、町政をより身近に感じられるものにしてまいります。この直接対話こそが、持続できる平泉を創るものだと確信しておりますので、今後も忌憚なく、たくさんのご意見等をお寄せください。

今回提案いたしました令和3年度平泉町一般会計予算・特別会計予算・企業会計予算並びにその他の議案につきまして、議員各位のご理解とご協力、そして町民の皆様方の町政へのご参画を心からお願いを申し上げます。私の施政方針の表明といたします。

令和3年3月8日、平泉町長、青木幸保。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで令和3年度、町長施政方針演述を終わります。

暫時休憩します。11時15分まで休憩といたします。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第4、令和3年度教育行政方針演述を行います。

教育長、登壇願います。

教育長（岩淵実君）

本日ここに令和3年平泉町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、令和3年度の教育行政施策について所信の一端を述べ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、昨年、年明け以来、全世界規模で拡大の一途をたどってきた新型コロナウイルス感染症は、国内においてもいまだに収束の道筋が見えない状況が続いております。岩手県においても昨夏に感染者が発生すると数か月後にはクラスターによる感染が拡大し、とどまることなく新年

を迎える事態となっております。

町教育への影響も大きく、学校においては昨年3月中の休校措置、そして令和2年度に入って運動会、学習発表会・文化祭の縮小開催、修学旅行の時期・訪問地変更等、対応に追われた1年でした。社会教育においても各種事業の中止や施設利用停止など、町民の皆様にご迷惑とご不便をおかけしてまいりました。

そのような現状の中、これからの教育は、コロナ禍に見舞われる以前に戻るのではなく、この経験を踏まえて、「何を残し、何を削り、何をこそなすべきか」を語り合い、知恵を出し合い、この社会の急激な変化の中での不易と流行を探っていく営みが求められております。

地域との協働による学校づくりや持続可能な開発につながる教育、そして、先端技術を活用した学習の導入といった教育活動への取組を進めるとともに、東日本大震災被災の教訓を基に復興・防災教育を継続していかなければなりません。また、大きな社会問題となっているネット依存や命に関わるいじめ問題、そして、経済格差拡大の中での学力保障等、山積する教育課題の解決を図っていきたいと思います。

そして、来年度には待望の新社会教育施設が完成します。新たな生涯学習拠点となる場をどう活用していくか、町民の皆さんとともに熟議していく1年としたいと考えます。

世界文化遺産の地平泉における教育の基本は、先人が紡いできた歴史を踏まえ、平和で持続可能なまちづくりのための学びであります。特にも、町教育の軸としてきた平泉学の取組において、学校教育における「過去に学び、今を見つめ、未来を考える学習」としての系統的な学習がより深化してきていますが、地域で学び合う全世代型学習も、現代的課題を考え合う場に発展させていきます。

本年度も「平泉町教育大綱」に掲げます「一人ひとりが輝き、幸せを実感できるまちの実現」を目指し、家庭・学校・地域・行政が連携し、世代を超えて学び続けるまちづくりを推進し、さらなる町教育の発展を目指してまいります。

以下、教育行政各分野の重点施策の概要について申し述べます。

第1に、「生きる力を育む学校教育の推進」についてです。

「確かな学び（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」のバランスの取れた教育を展開し、平泉の子供として、生きる力を備えた児童生徒の育成を目指していくために、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「確かな学びの保障」です。

学習指導要領の改訂に基づいて、学校は、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「子供一人一人の発達をどのように支援するか」「何が身についたか」「実施するために何が必要か」の6点にわたって教育計画を「カリキュラム・マネジメント」の視点を基に改善し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指してまいります。

教員が指導の改善を図り、児童生徒自身が自らの学習を振り返って、次の学習に向かうことができる力を育めるよう学習評価を充実させながら、持続可能なまちづくりの担い手として、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう指導してまいります。

英語教育の充実では、グローバル社会を生きる児童生徒に、コミュニケーション能力を育成するため、中学生の英語検定全額補助や、幼保小中への外国語指導助手（ALT）の配置を継続してまいります。

小中学校の児童生徒用に「1人1台端末」が整備されました。各学校においては、各教科・領域等で効果的な活用について検討してまいります。

第2点目は、「豊かな心の育成」です。

子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、子供たちの発達段階に応じた適切な指導が行われるよう、取組を推進してまいります。

特に、「いじめは絶対に許されない」という強い認識を持ち、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校全体が組織的かつ計画的に取り組むとともに、教員、保護者、子供の信頼関係を大切にし、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいります。

第3点目は、「健やかな体づくり」です。

「健やかな体づくり」については、子供の「生きる力」の根底となるものであり、子供が生涯にわたっていきいきと生きるために必要不可欠なものであります。

子供の心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるなど、健康的な生活習慣の形成に努め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、豊かな人間性と心身の健康保持増進を図ってまいります。

スマートフォンやゲーム機器等は使い方によっては、子供の脳や体に深刻なダメージを与えるリスクがあることを、様々な機会を通して、理解されるよう取組を推進してまいります。

部活動の在り方に関する方針に基づき、生活・学習とのバランスを図り、適切な活動となるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の発生、感染拡大を可能な限り抑制し、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、マスクの着用や手洗いなどの徹底した感染予防対策の指導を行い、児童生徒の健康、安全が守られるよう取り組んでまいります。

第2に、「子どもの暮らしと学びを育てる家庭教育の向上」についてです。

「子育てのための情報発信」、「生活習慣づくり」、「家庭と地域のつながり」を取組の柱に、以下の3点を重点施策として推進してまいります。

第1点目は、「子育てのための情報発信と学習機会の提供」です。

家庭の子供に対する影響は大きく、子供にとって家族と触れ合う時間は人格を形成する上で重要な役割を果たすことから、子供の健やかな成長を支えていくため、発達段階に応じた子育ての学習機会の提供や、子育てに関する情報発信を行うなど、家庭教育の支援に努めてまいります。

第2点目は、「情報化社会における生活習慣づくり」です。

ICTの急速な変化によるスマートフォン、タブレット端末等情報メディアの普及により、生活の利便性が向上した反面、ネット依存、有害サイトを通じた事件・トラブルなど、子どもたち

を取り巻く様々な問題が懸念されています。

このような情報化社会の特性を理解し、的確な判断力を育成するため、家族で正しい知識やリスクを学ぶ機会を提供し、規則正しい生活習慣づくりを進めてまいります。

そのため、教育振興運動の全県共通課題である「情報メディアとの上手な付き合い方」に重点的に取り組み、家庭での情報メディア利用に関するルールづくりの定着を目指し、家庭学習や読書活動等と連動した有機的な取組を推進してまいります。

第3点目は、「家庭と地域のつながりづくり」です。

核家族化が進行し、地域との関係性が希薄化している現代社会において、「家庭と地域のつながりづくり」は重要な課題となっております。

教育振興運動を基礎に「子ども」、「家庭」、「学校」、「地域」、「行政」の5者がそれぞれの役割と責任を果たし、多くの地域住民が子育て支援に関わることができるような連携・協働体制の構築に努めてまいります。

また、「地域とともにある学校づくり」への転換に向け、保護者や地域と学校が情報や課題を共有し、共通の目標・ビジョンを設定し、組織的・継続的な協働体制の構築を目指すため、コミュニティ・スクール（学校経営協議会制度）の導入に向けて、検討を進めてまいります。

第3に「まちづくりと生きがいをづくりのための社会教育の充実」についてです。

「生涯学習の機会の提供」「地域課題を考え合う学びの場づくり」「生涯スポーツの振興」を柱に、以下の3点を重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「自発的・主体的な生涯学習の機会の提供」です。

公民館や図書館などの生涯学習施設を拠点に、高度化・多様化するニーズに対応した学習機会の提供を図り、町民の自発的・主体的な生涯学習の場づくりを進めてまいります。

また、町の活力を生み、育てる平泉町社会教育施設の整備については、町民の意見を取り入れながら、令和4年7月の開館に向け取り組んでまいります。

第2点目は、「地域課題を考え合う学びの場づくり」です。

町民のライフステージに応じて「地域を知り、理解する」ための学習プログラムを継続的に提供することで、まちづくりの基盤である「郷土への愛着と誇りの醸成」を目指してまいります。

また、多くの町民が互いに向き合い学び合う中で、地域課題を考え合う場を創出し、地域のことを自ら考え、自発的・主体的に行動することができる人材の育成に取り組んでまいります。

第3点目は、「健康づくり・体力増進のための生涯スポーツの振興」です。

町民がスポーツを通じて生涯にわたり、心身ともに健康で活力ある地域社会をつくるため、「出前スポーツ教室」や「ニュースポーツ教室」等を開催するとともに、町体育協会との連携を図り、おのこの関心、適性等に応じた日常的にスポーツに親しむ機会の充実に取り組んでまいります。

また、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の創設に向けた活動を支援してまいります。

第4に、「過去に学び、今を見つめ、未来を考える「全世代型平泉学」」についてです。

SDGs の理念に基づき、持続可能なまちづくりを推進するために、以下の2点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「幼保小中で取り組む系統的な平泉学」です。

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機に、平泉への愛着と誇りを育むため、平泉の価値を学ぶ「幼保小中の系統的な平泉学」に一体となって取り組み、世界遺産を受け継ぐ子供たちの興味や関心を高めるとともに、平和への願い、未来の自分、地域について考える機会とすることで、自信と誇りをもってふるさと「平泉」を語り、発信できる人づくりを目指してまいりました。

今後も、見たり、聞いたり、行事などに参加したりする「参加体験型学習」、資料などから平泉を知り、話し合い、知識を深める「地域思考型学習」、他の地域で平泉を発信し行動する「発信行動型学習」という3つの学習をサイクル的に進めることで、より質の高い学びを目指すとともに、「黄金平泉情報発信プロジェクト」や「わくわく平泉学スクール」など、社会教育と連携した学習へも継続的に取り組み、まちづくりの基盤となる「郷土を思う心の醸成」に努めてまいります。

第2点目は、「世代を超え地域で学ぶ平泉学」です。

子供から大人まで、地域全体で学び合う学習活動を「全世代型平泉学」として位置づけ、多くの町民が地域のことを学び合う機会の充実を図ってまいります。

中でも、教育振興運動を中心に、5者（子ども、家庭、学校、地域、行政）が有機的に連携する体制を整え、「地域学習」を継続して実施し、子供を中心に地域住民が集まる場を創出することで、世代間交流を促進し、地域活動の活発化を図り、豊かな地域コミュニティの構築につなげ、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

第5に「芸術文化の振興と文化遺産の次世代への継承」についてです。

「人材の育成」、「文化活動の振興」、「文化財の保護」を取組みの柱に、以下の3点について重点施策として取り組んでまいります。

第1点目は、「地域の文化や遺産の価値を学び、伝えていく人材の育成」です。

地域の文化や文化財に親しみ、大切に護り伝える心を育むために、わくわく平泉学スクール、郷土芸能体験講座、地域学習、幼稚園・保育所の園児による「謡」の取組や、文化財愛護少年団の活動支援を行ってまいります。

本年度は世界遺産登録10周年の年です。記念の講演会を開催し、改めて世界遺産の価値や理念を確認し、併せて拡張登録に向けた調査研究を進めてまいります。貴重な遺産を後世に継いでいく意識醸成を図るために、平泉世界遺産の日の記念事業、ときめき世界遺産塾への取組を進めてまいります。

第2点目は、「多様な文化活動の振興と地域力の向上」です。

郷土への誇りと愛着を持ち、心豊かな地域社会を実現するために、文化芸術に接する機会の充実や文化活動の活性化を図ってまいります。

文化活動に取り組める環境と、活動発表・接する場の充実、そして後継者育成支援を図るため、平泉町芸術文化協会への活動支援、芸術文化祭・神楽鑑賞会等の開催に取り組んでまいります。

第3点目は、「文化財の調査研究の推進と適切な保護・活用」です。

無量光院跡の整備につきましては、昨年度に引き続き本堂跡と北小島の間に架かる橋の整備を行い、旧観自在王院庭園につきましては、車宿南側の内容確認調査を実施し、復元整備に向けた準備を進めてまいります。

埋蔵文化財の保護につきましては、開発事業との調整を図りながら必要な調査を実施し、遺跡の保護に努めてまいります。

また、現地説明会や調査報告会の開催、広報等への掲載、ワークショップを通して、文化財の公開・活用に努め、文化財を後世に伝える機運を醸成してまいります。

中尊寺金色堂周辺の防災施設更新、毛越寺保存修理及び達谷西光寺所有の木造不動明王座像保存修理につきましては、事業主体である所有者との連携を図りながら、必要な支援を行ってまいります。

未指定の文化財につきましては、専門家の指導を得ながら現地調査を継続的に行い、価値の掘り起こしに努めてまいります。

以上、基本的な考え方と施策の概要について申し上げましたが、町民の負託に応えられるよう努力してまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和3年3月8日、平泉町教育委員会教育長、岩渕実。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで令和3年度教育行政方針演述を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第5、請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書及び日程第6、陳情第1号、国立病院の機能強化を求める陳情書を一括議題といたします。

日程第5、請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願について紹介議員の説明を求めます。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

5番、阿部圭二です。

請願第1号、令和3年2月24日。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書。

紹介議員、阿部圭二、猪岡須夫。

平泉町議会議長、高橋拓生殿。

岩手県盛岡市本町通二丁目1番36番。

岩手県医療労働組合連合会、執行委員長、中野るみ子。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願書。

請願趣旨。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上をふまえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から、貴議会として、国に対し、以下の意見書を上げていただきますよう請願するものです。

請願項目。

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上です。

各議員の皆様、趣旨を理解していただき、適正な判断をどうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで紹介議員の説明を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第6、陳情第1号、国立病院の機能強化を求める陳情書については、事務局長にその内容を朗読させます。

議会事務局長（村上可奈子君）

命により朗読いたします。

陳情第1号。

2021年2月15日。

平泉町議会議長、高橋拓生様。

陳情者、全日本国立医療労働組合岩手支部、代表、支部長、佐藤一哉。

住所、連絡先につきましては、記載のとおりでございます。

国立病院の機能強化を求める陳情書。

貴職におかれましては、常日頃から医療・福祉の充実にご尽力いただき心から感謝申し上げます。

#### 1、陳情の理由。

戦後最悪といえる「COVID-19（以下「新型コロナ」と表記）」感染拡大によって、日本の感染症対策のみならず医療体制そのもののせい弱さが浮き彫りとなりました。

また、新型コロナ患者の受け入れは、受け入れることによってその他疾病患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態も明らかになりました。このように経営問題等を考えれば、新興感染症の患者受け入れは公的医療機関が中心に行わざるを得ないのが現状です。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させるためにも大変重要であると考えます。

また、新型コロナ蔓延時には、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況になることがないよう、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

#### 2、陳情項目。

国立病院の機能強化を図り、国が憲法25条に保障された国民の生存権を保障するとともに国の社会的使命を果たすよう、別紙意見書を決議いただき関係機関に提出いただけますよう要望いたします。

別紙をご覧ください。

別紙。

国立病院の機能強化を求める意見書（案）。

陳情理由、陳情内容と重複いたしますので、要望項目、記以下について朗読いたします。

1、コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。

①国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。

②「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。

2、国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

3、国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

提出先につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

これで事務局長の朗読を終わります。

お諮りします。

この請願及び陳情については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願及び陳情第1号、国立病院の機能強化を求める陳情書は、総務教民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

議長（高橋拓生君）

日程第7、議案第3号から日程第19、議案第15号まで条例案件4件、事件案件3件、補正予算案件6件、以上合計13件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、条例案件4件、事件案件3件、補正予算案件6件、合計13案件につきまして説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第3号、平泉町議会議員及び平泉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

議案書の3ページ、提案理由でございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、町議会議員及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担について定めるため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の4ページをお開きください。

議案第4号、平泉町総合計画発展審議会条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、総合計画との整合性を図るため、審議会の名称を変更するとともに、所掌事項について整理したことから、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第5号、平泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の6ページをお開きください。

議案第6号、平泉町屋外広告物条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、屋外広告物条例の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書の7ページをお開きください。

議案第7号、第6次平泉町総合計画の策定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、新平泉町総合計画が令和2年度をもって終了するため、新たに長期的展望に立った本総合計画を策定しようとするものでございます。

次に、議案書の8ページをお開きください。

議案第8号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、戸河内辺地における公共的施設の整備を促進するため、当該辺地に係る総合整備計画を策定しようとするものでございます。

次に、議案書の9ページをお開きください。

議案第9号、町道の路線認定に関し議決を求めることについてでございます。

認定しようとする路線は、路線番号1277、路線名は、高田前工業団地2号線、起点及び終点は、ともに平泉町平泉字宿でございます。

次に、議案書の10ページをお開きください。

議案第10号、令和2年度平泉町一般会計補正予算（第11号）でございます。

令和2年度平泉町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,857万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億5,583万円としようとするものでございます。

次に、議案書の41ページをお開きください。

議案第11号、令和2年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ945万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,115万7,000円としようとするものでございます。

次に、議案書の47ページをお開きください。

議案第12号、令和2年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,098万4,000円としようとするものでございます。

次に、議案書の50ページをお開きください。

議案第13号、令和2年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和2年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,346万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,290万円としようとするものでございます。

次に、議案書の54ページをお開きください。

議案第14号、令和2年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和2年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ675万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,994万1,000円としようとするものでございます。

次に、議案書の57ページをお開きください。

議案第15号、令和2年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和2年度平泉町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

補正予定額で説明いたします。

収入、第1款水道事業収益2万円の減、第2款簡易水道事業収益200万1,000円。

支出、第1款水道事業費用124万4,000円の減、第2款簡易水道事業費用298万9,000円。

第3条、令和2年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,169万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,052万2,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億117万5,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

次に、裏面をご覧ください。

収入、第1款水道事業資本的収入1,751万3,000円の減、第2款簡易水道事業資本的収入64万3,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第3号から議案第15号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第15号まで、条例案件4件、事件案件3件、補正予算案件6件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

---

議長(高橋拓生君)

日程第20、議案第16号から日程第26、議案第22号まで、令和3年度一般会計予算及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算、水道事業会計予算、合計7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

令和3年度各会計当初予算案件7件につきまして、説明をさせていただきます。

令和3年度平泉町一般会計、特別会計、下水道事業会計、水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

議案第16号、令和3年度平泉町一般会計予算でございます。

令和3年度平泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億7,000万円と定めようとするものでございます。

次に、153ページをお開きください。

議案第17号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計予算でございます。

令和3年度平泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,370万円と定めようとするものでございます。

次に、179ページをお開きください。

議案第18号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和3年度平泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,130万円と定めようとするものでございます。

次に、189ページをお開きください。

議案第19号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算でございます。

令和3年度平泉町の健康福祉交流館特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,490万円と定めようとするものでございます。

次に、199ページをお開きください。

議案第20号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計予算でございます。

令和3年度平泉町の町営駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,330万円と定めようとするものでございます。

次に、215ページをお開きください。

議案第21号、令和3年度平泉町下水道事業会計予算でございます。

第1条、令和3年度平泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、汚水処理戸数1,177戸。

第2号、年間総処理水量36万5,683立方メートル。

第3号、一日平均処理水量1,200立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、管渠建設費3,652万7,000円、イ、流域下水道施設建設負担金652万6,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入、第1款下水道事業収益2億9,705万5,000円。

支出、第1款下水道事業費用2億9,697万6,000円。

216ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,396万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額187万8,000円、引継金1,281万9,000円、過年度分損益勘定留保資金626万4,000円、当年度分損益勘定留保資金7,300万3,000円で補填するものでございます。

収入、第1款下水道事業資本的収入1億4,581万1,000円。

支出、第1款下水道事業資本的支出2億3,977万5,000円でございます。

次に、253ページをお開きください。

議案第22号、令和3年度平泉町水道事業会計予算でございます。

第1条、令和3年度平泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数3,016戸。

第2号、年間総給水量94万5,000立方メートル。

第3号、一日平均給水量2,589立方メートル。

第4号、主要な建設改良事業、ア、一般改良事業費3億5,920万4,000円、イ、設備改良事業費2,237万4,000円。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

収入、第1款水道事業収益1億7,091万5,000円、第2款簡易水道事業収益1億1,896万4,000円。  
254ページをお開きください。

支出、第1款水道事業費用1億5,887万4,000円、第2款簡易水道事業費用1億1,685万4,000円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めようとするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,807万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,584万7,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金8,222万5,000円で補填するものでございます。

収入、第1款水道事業資本的収入2億75万1,000円、第2款簡易水道事業資本的収入1億6,440万5,000円。

255ページでございます。

支出、第1款水道事業資本的支出2億7,344万4,000円、第2款簡易水道事業資本的支出2億978万4,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、先例によって、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第22号までの予算案件合計7件については、議長を除いた全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。13時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

---

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時07分

---

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので、再開いたします。

町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それで、先ほど議案を上程した中で2か所ほどちょっと間違っ提案してしまいましたんで、大変申し訳ありませんが修正をしていただきたいと思います。

1つ目は、議案書4ページになります。

議案第4号、平泉町総合発展計画審議会条例の一部を改正する条例の中で、先ほどは「総合計画発展審議会」と申しましたが、正しくは「総合発展計画審議会」でございました。計画と発展を前後取り違えて上程してしまいました。大変申し訳ありませんでした。正しくは「総合発展計画審議会」でございます。

2つ目は、議案第21号であります。新年度予算書215ページであります。第2条の第3号で、一日平均処理水量1,002立方メートルと記述してあるんですが、私のほうで1,200立方メートルと間違っ提案してしまいました。正しくは記載のとおりなんですが、1,002立方メートルでございます。訂正をして、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第27、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いします。

通告1番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

通告番号1番、氷室裕史です。

今回の一般質問は大別して2問です。

1問目は、スマートインターチェンジ周辺の整備事業に関してであります。

着工当初は完成のめどを令和3年3月としておりましたが、昨今からの新型コロナウイルス感染症の拡大等の事情から、供用予定は延長してしまった経緯があります。このスマートインターチェンジの特に周辺の整備事業、さらにフォーカスするなら、供用開始後にどういった企業が進出し、どういった形にその周辺が発展していくか、見えてこない部分がまだ多くあります。

それに関しまして1点目の質問が、令和2年の定例会6月会議において、「現段階でスマートインターチェンジ周辺への進出を決めている企業はまだない」と答弁がありましたが、その後の経過と現状を伺います。

2点目が、工事に伴いスマートインターチェンジ周辺、特に東北自動車道西側については現在、道路事情が非常に煩雑になっていると思われまます。周辺には福祉施設もあり、近隣住民の交通の安全には特段の配慮がなされてしかるべきと考えられますが、近隣住民への説明を含めた見解を伺います。

続きまして、2問目が、消防団に関わる防災全般についてであります。

消防団は待遇や成り手不足問題を中心に、全国的にも課題を抱える自治体が多いところであります。成り手の減少は、防災意識の低下につながるといっても過言ではありません。

そこで1点目に、令和元年の定例会9月会議において、ポンプ操法の支部大会と町内大会の訓練の際の手当に言及しましたが、その後の幹部会等での検討の経過を伺います。

2点目が、消防庁が先月の有識者会議において、消防団の出動手当を1日7,000円を標準とする案を示しましたが、当町の現状とは大きく差異が生じています。待遇改善についての見解を伺います。

3点目が、今期は大雪に見舞われ、防火水槽や側溝に多くの泥や土砂が流入していると考えられます。平成29年の定例会12月会議において、防火水槽の堆積物の除去についての答弁がありましたが、その後の堆積物の除去についての進捗と受入保管場所の確保の方策について伺います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えいたします。

スマートインターチェンジ周辺の整備事業のその後の経過と現状についてのご質問がありました。スマートインターチェンジ周辺の整備事業の進捗につきましては、昨年の6月会議における答弁と同様に、現段階においてもコロナ禍の影響により、民間事業者において進出の判断ができない状況が続いており、計画が進展していない現状となっております。このことから、地権者の皆さんに対しまして昨年8月に説明会を開催するとともに、今年2月には文書を送付いたしまして現状を報告してきたところであります。

このような現状ではありますが、平泉スマートインターチェンジ周辺事業戦略協議会において民間事業者との事業化に向けた懇談は継続して行っておりますので、新型コロナウイルス感染症の収束による経済回復を見込みながら、引き続き民間事業者に対し、早期整備に向けた働きかけを進めてまいります。

次に、関連する道路工事等に関する質問がありました。東北自動車道西側の町道祇園線工事の近隣住民への周知につきましては、第6、第7行政区を対象に工事の進捗状況や施工状況、橋梁撤去に伴う通行止め及び迂回路について、施工業者が毎月作成する現場広報の配布を行ってまいりました。施工箇所の第7行政区におきましては、令和2年12月5日現在にて、当町発注の工事及びスマートインターチェンジ工事の進捗状況及び今後のスケジュールなどについて、担当者及び施工業者で説明をしております。また、周辺を利用する車両などには迂回路を表示した通行規制看板を事前に設置し、誘導を行っております。

なお、東北自動車道西側の町道祇園線につきましては、積雪により未施工となっているのり面緑化を除き完成しており、令和3年2月19日から供用開始しているところであります。

次に、消防団及び防災についてのご質問がありました。まず、手当の件であります。令和元年議会定例会9月会議において、ポンプ操法の支部大会の訓練には手当が支給され、地元大会には支給していない旨の答弁をしておりますが、その後幹部会等で確認したところ、前例に倣っ

て支給していることを確認したところであります。

次に、消防団の出動手当についてであります。消防庁の有識者会議において、基準を明確にすべき等、待遇改善に向けた意見が相次いだということは新聞等で報道されておりますが、標準として示された案も、出動手当1回7,000円というのは地方交付税算入額であり、地方交付税の算定根拠となる金額であります。

地方交付税については、ご存じのように自治体が自由に使用できる財源であり、地域の実情に合わせて柔軟に活用しているものであります。出動手当のほかに団長、団員の報酬も算入額が定められておりますが、当町を含め県内や周辺自治体と比較して大きな乖離があります。消防団員の数は全国的にも減少傾向が続いており、当町も例外ではありません。

そうした中で、消防団員の待遇改善は課題解決の一つの手段であると考えますが、県内近隣市町村とのバランスに配慮しながら、消防団の在り方も含めて、総合的な議論が必要でないかと考えます。そうした議論を踏まえて、待遇改善についても検討してまいります。

次に、今般の大雪に関連して、防火水槽や側溝の堆積物の除去についてであります。このことにつきましては、平成29年議会定例会12月会議において、防火水槽の堆積物の処理について、県の単独補助を活用しての一時保管場所の整備等が可能かどうか考えてまいりたい旨の答弁をしておりましたが、その後県に確認したところ、側溝の土砂などに関わる汚染土砂が対象であり、防火水槽の堆積物は該当にならないことを確認しております。

したがいまして、当時第2分団が瀬原で防火水槽の堆積物を除去した事例がありますが、防火水槽付近の土地所有者のご理解をいただく形で、分団にお力添えをいただいて土地所有者にご協力いただきながら、防火水槽の堆積物除去を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、答弁に即しまして何点か伺わせていただきます。

まず、スマートインターチェンジ周辺の整備事業に関しまして、昨年6月からコロナ禍の影響により計画が進展せず、地権者には説明会を開き、2月には文書を送付しているとのことですが、それでは、地権者ではなく地域住民への説明というのはどうなっているのか伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

地権者の皆さんにつきましては、答弁のとおり2回ほど現状についてお知らせをしてきたところでございますが、今ご指摘のありました地域住民の方ということに関しましては、説明会というものは開催はしてございません。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もちろん地権者への説明というのはすごく大事なことです。スマートインターチェンジが供用開始されますと、交通事情を筆頭に、主に4区から10区ぐらい、特に生活環境が大きく変わっていくと思われ。今はコロナ禍でなかなか対面方式の地域説明会等を開催するのは難しいと思われ。近隣住民は特にスマートインターチェンジへの期待もある反面、生活環境がどのように変わっていくか分からないという不安も拭い去ることができていません。このご時世です。なかなか定期的には難しいですが、回覧や、あるいは書面でもいいので、スマートインターチェンジ周辺の企業誘致についても、難航しているなら難航しているという説明でも、地域住民にとにかく情報提供ということをしていただきたいと思います。その見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今ご指摘いただきましたとおりだというふうに思います。もう少し具体の計画をお示ししながら説明をしたいというところもござい。地域の皆さんの関心も高い事柄でござい。何らかで周知するように検討させていただきたいと思。います。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今、具体の計画という言葉がありましたけれども、昨年の定例会3月会議の同僚議員の質問に対する答弁で、スマートインターチェンジ周辺の整備事業が財政計画から抜け落ちているということに対して、話がまとまり次第、財政のほうへ再計上するという話がありました。本当にとある近隣住民からは、そのことに対して、誘致を諦めたのかと、そういった指摘を受けたこともあり。地域住民への配慮も大型事業の中で本当に一つの重要な要素だと思っております。そのところはしっかりと検討していただけたらと思っております。

次に、東北自動車道西側の道路事情に関しまして、12月5日の現地説明会、私も参加させていただきました。当日、子どもを持つ保護者の方からの意見にもありましたが、通学路を含む子どもを使う道があまり安全ではないと。大人が車で通る分には認識しづらいのですが、私も後日周辺を歩いてみました。カーブの影が土手で見づらかったり、傾斜があったり、必ずしも現状では安全な道ではなく、また近隣に福祉施設もあり、意外と交通量も多いという認識も持ちました。

スマートインターチェンジの供用開始後はより一層交通量が増えることは間違いないと考えられますが、ここは供用開始後も小学生、中学生が通学に使う道でもあります。周辺から通学している子どもたちにはスマートインターチェンジの供用開始後、より一層気をつけて登校するよう、また保護者の方々にも通学路をしっかりと認識していただくよう対策をしていくべきだと思います。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

供用開始後の安全対策という内容ですけれども、現在横断歩道もないですけれども、そちらは警察のほうとは今、共有してきておる段階でございますので、設置につきましては、あとは公安委員会待ちというような形にはなってございます。

あと、祇園線に関しましては歩道がつかますので、その部分に関しましては歩行者にも安全かとは思われますけれども、また供用してみないと分からない点もあると思いますので、その辺は追って何らか対策が必要であれば検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

同じようなことを教育長にも伺いたいのですが、通学路、恐らく小学生、中学生、遵守しているとは思っておりますけれども、小学生、特に低学年、中学年、その辺の子どもたちにしっかりとどのような形で通学路を説明しているか。非常にあの辺、私も説明を受けましたが、なかなか難しいところがあると思うので、その辺どのような形で理解していただくように現場のほうで説明しているか、ちょっと伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

地域住民の子どもを対象にということですから、まず一つは区長さんを通じて、あるいは事業者が直接、住民等にチラシ等の配布をして、そういう情報提供は行われているというふうに思っておりますので、安全確保ということについては、工事の情報はそのような形で提供は行いますし、あとはそれこそ保護者であったりとか学校を通じて、通学の安全については当然入学する時点で実際現地を踏査しながら、そうやって当初の通学路の安全確認を行っているというふうに認識しているところです。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

この道路関係の地域住民への説明、またスマートインターチェンジ周辺の整備事業もそうですが、コロナ禍において、住民への説明の機会を逸しているということが考えられます。このことが、ひいては町と町民のつながりが希薄になってしまうのではないかと私は懸念しております。

先ほどの町長の施政方針演述の中でコンパクトな町という文言がありました。コンパクトな町だからこそ、3密を避ける世の中においても、当町はつながりをしっかりと持ち続けることができると思っております。

今後こういった説明の機会、町民との交流の機会をしっかりと持ち続けていただければと思っております。そこを、町長の見解を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

特に議員のご指摘は、今まで工事が進む中で、そういった中での安全対策等々の説明が不足しているのではないかとこの指摘も含まれているのだらうと思いますが、コロナ禍の中で全体を集めてということがなかなか厳しいことも、議員がおっしゃるとおりであります。

そんな中で区長会では、特に地元の区長の方々には、例えば今まででも水たまりがあったり、冬場、非常に車の交通量も多いわけですからやっぱり凸凹だったり、様々な状況はありました。そういったことも含めて、やっぱり町としても即対応を、つまり工事している部分はよその業者にもありますけれども、町の事業もやられているわけですから、そういった意味では即対応するようにしますので、いずれそれを伝えてすぐ直すようにということで、何回か碎石も敷かせていただいたり、そういったことはやらせていただきました。

なおかつ、やはり何かあってからでは遅いので、いずれ思い立ったときとか、地元住民の人に、あそこ、これで困るんだよなというようなことがあった際は即、建設水道課のほうに伝えてほしいということも区長会ではお話をさせていただいたところでもあります。そういった中で対応させてはいただきましたけれども、そういったことも含めながら、それで万全だったかと言えば、ただいまご指摘いただいた部分もあると思いますので、まだ工事が続いておりますので、今後はそういった対応は従来進めてきたとおり、なおかつ万全の体制で対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

本当に今、町長のおっしゃるとおり、何かあってからはでは遅いということですので、しっかりと対応していただければと思っております。

次に、消防に関しまして何点か伺います。

ポンプ操法の訓練手当が、町内大会の訓練にも前例に倣って支給されていると答弁がありました。この前例に倣ってというのは、支部大会の訓練手当と比べて、額はもちろん同等ですが、回数も同等の支給がなされるということなのか伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

支部大会、それから町内大会があるわけですがけれども、調べてみますと、支部大会につきましては、支部大会に備えた訓練については全て出ておりますけれども、町内大会については2回ほどということで、予算の範囲内で支給されているような状況になってございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

支部大会と地元大会で回数というか、予算の範囲内ということを出しているということでしたが、今後そこを是正していくという考えがあるのか。支部大会のポンプ操法の訓練も、地元大会の操法訓練も、どちらも結局万が一の有事の際に備えた訓練という意味では同等なものでありますし、そこの手当に差を設けるといのはあまり好ましくないと思われませんが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

訓練につきましては、支部大会そして町内大会、支部大会でも勝ち進めば県のほうにというふうなことでいろいろあるわけですけれども、この間、訓練手当については県内の各市町村それぞれであるわけですけれども、当町においては、やはり過去の経緯を踏まえた形で行っていくというふうな基本姿勢があります。恐らくこの大会等の訓練については、一生懸命訓練をすればそれなりの手当を出すというふうなことにはなろうかと思えますけれども、やはり訓練という性格で、実際の何か有事の際の出動とはまた違った形でございますので、その辺については限られた予算の中で検討しながら、同じような形で進んでいくのが基本ではないかというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

どちらも本当に、大会のための訓練ではなく有事の際に備えた訓練ということですので、そこを何とか理解いただいて、前向きな検討をしていただければと思っております。

次に、出動手当に関して伺います。

県内のほかの自治体や周辺自治体と比較しますと、当町は消防団の出動手当が2,300円、一関市が2,500円、奥州市が3,000円、金ケ崎町3,000円と。あと当町と関わりの深い紫波町消防団で2,000円ということで、こういう数字が出ております。

ただ、当町の消防団の場合は、防災活動のほかにも水かけ祭りや藤原まつりなどをはじめとした催し事、世界遺産のまち平泉の消防団員であるという自負と誇りを持ちながら務めて支えているといった現状もあります。そこを加味した待遇の改善があってもよいのではないのでしょうか。その見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

出動手当につきましては、今ご指摘のように近隣では一関市、奥州市、金ケ崎町、それぞれ違うわけですけれども、県内を見ますと、最低で1,700円から最高で3,000円までというふうな開きがございます。当町においては2,300円ということで、一関市、奥州市に比べれば若干低

いというふうなことでありますけれども、出動手当の中には警戒訓練、そういった種別もあって、またそれも微妙に違っているというふうなことがあって、やはり全体のバランスを考えながら今後も対応していかなきやならないというふうに思いますけれども、今のこの消防団員の減少傾向等につきましては、やはりこうした手当改善も一つの手段ではあるかというふうに思っております。いずれ総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もう一点、出動手当を議論する上で、水防隊員に関しても何点か伺いたいと思います。

今この一般質問を中継で聞いている方々も恐らく何名かいらっしゃると思いますが、水防隊員というのはなかなか聞き慣れない言葉なのではないかと思えます。この水防隊員、出動手当が当町では1日5,400円と定められています。水防隊員にも消防団のようなまず条例というのが存在するのか。また、この水防隊員の出動実績について、今年度と前年度でどの程度あったのか伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

水防手当については、火災等の手当よりは高く設定されているところでありまして、実績につきましては、この5年ほどはございません。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

すみません、水防隊には消防団のような独立したというか、条例というものは存在しておりますか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

特別職でありますので、当然条例のほうに規定されているものというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

私も実は条例のようなもの、水防隊員に関する条例を探したのですが、なかなか見当たらず、唯一この平泉町消防団条例第9条のほうに、水火災時に消防団員が直ちに出動するとありまして、これを解釈しますと、そうなる消防団員が水害時に出動すると、そういうふうな認識になってしまうのですが、それで間違いないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

水防団員は別に組織しておりませんので、そのような認識で正しいというふうに考えておりません。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

現状としては消防団員が水防隊員の職務を兼ねているとなりますが、そうすると事実上中身は一緒なわけでありまして、先ほどの出動実績も考慮しますと、水防隊員の出動手当と消防団員の出動手当、これを分ける必要がないと考えますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

出動手当の中に、火災における出動あるいは風水害における出動、そして警戒、訓練、その他というふうに5段階に分かれておりまして、水防に関してはこの風水害に適用されるというふうなことでございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ですので、過去5年間出動がないと。そうすると、やはりこの報酬というのは一括すべきではないかなと私は思います。令和元年度の決算では、水防隊員の報酬75万600円の不用額、平成30年度の水防隊員の報酬の不用額は81万2,700円と出ております。来年度の予算書を拝見しますと、水防隊員手当64万8,000円が計上されております。この中の幾らが不用額になるか分かりませんが、今答弁いただいた出動実績や実情を考慮しますと、水防隊員手当を消防団員手当の一部に加算すること、これも十分可能ではないでしょうか。

また、もちろん全てを消防団員の手当に充てるのではなくて、女性消防協力隊への補助、あるいはそういうことに現物を含めた補助に使うことも防災意識の啓発ということにつながるとは思います。見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

確かに水防費については実績がないということで、毎年度予算を使っていないというふうな状況になってございますけれども、いずれ消防費の中で、目で水防費というふうなことを計上させてもらっております。やはり水害等、近年は大きなものはないですけれども、何かあった際にはこちらから支出させてもらうというふうなことになるので、一緒というふうなこ

とについてはちょっと難しいというふうなことでございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

先ほど課長もおっしゃっていましたが、ぜひともそこも消防団の在り方を含めた総合的な議論ということでしっかりと検討していただければと思っております。

次に、防火水槽の堆積物と側溝の土砂の除去に関して伺います。

まず、平成29年の12月定例会で伺った県の単独補助が防火水槽の堆積物の処理には該当せず、側溝の土砂の処理には該当するとの答弁をいただきましたが、この県の補助事業というのは今も存続しているのか。

もう一点、土砂の処理というのはどこまでの処理をしてくれるのか。土砂を側溝から引き上げて、どこかへ県が持って行ってくれるのか。あるいは側溝から引き上げるだけで、あとは町が保管場所を見つけるだけの補助事業なのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

側溝土砂の除去の補助の関係でございますが、これは町道側溝に限り、放射線8,000ベクレル以下の土砂については県の2分の1の補助があります。ただ、これは一保管場所に設置する場合に限り県の補助があるということでございまして、事業につきましては、町で事業いたしまして、あと処理費にかかった2分の1が県から補助されるという中身になってございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

すみません、その補助事業、これまで当町において活用実績というのがありましたらお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

この補助事業につきましては、当町におきましては実績はございません。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

実績がない、今まで活用できていなかった理由というのが何かありましたら伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

町道側溝の堆積がどのくらいあるかもちょっと今の状態では分からないものですから、担当課と話しして、そういう場所があるのであれば、今後除去に向けての取組は考えていきたいと思えますけれども、ただ、これ難しいのが、保管場所をどこに持って行くかというのが、やっぱり今までもそういった場所を探そうとしたんですけども、なかなか場所が見つからなかったということがございましたので、補助事業を使って事業を実施するということができなかったというのが実情でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

堆積物のほうでも話をしようと思っていたんですが、保管場所がなかなかないと。そうなりますと、例えば僅かながらでも土地を提供してくださる町民の方がいらっしゃいましたら、本当に少しでも、補助金を出すという形でも、場所を募るということは考えられないでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

土砂が堆積している町道に附帯している側溝につきましては、今のところそういった箇所がないので、場所がないということでございますので、対応というか、除去はしなくてもいいのかなということで考えてございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もし今後この補助事業を使うに値すると言ったら変ですけども、補助事業を使うような町道側溝がありましたら、そういった形も検討していただければと思います。

次に、防火水槽の堆積物について伺います。

震災から10年がたち、堆積物の放射線量も恐らく無害なレベルまで下がっていると考えられます。堆積物の扱いについて、国から何かしらの指示や制約というのがありましたら伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉多嘉男君）

防火水槽の土砂の関係につきましては、まだ国から土壌の処理基準が示されておきませんので、側溝につきましては、行政区に堆積している量が多いときはその場所に土を置いてもらうようなことで話はしておりました。なかなかそれもできないということであれば、町のほうに相談してほしいということは言っておりますが、ただ、国のほうに基準を早く決めてもらって、処理をできるように話は県を通じて行ってまいりますし、引き続き東京電力のほうにもそういったことを要請はしてまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

現状では堆積物、土砂を出して移動させていいのか、悪いのか、そういった国の指針もないと判断できかねるということですが、結局、堆積物を除去しないと防火水槽が機能しないということが現実ですし、先ほども申し上げましたが、可能であるなら各防火水槽の近隣の方に一時保管場所、若干の助成を出す形でも提供してもらおうというのはいかがでしょうか。ほかに堆積物除去の腹案がないようでしたら検討いただきたいと思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

防火水槽につきましては、国の指針がないということでありまして、ただ過去に、先ほど町長も答弁しておりますけれども、第2分団のほうで敷地内の所有者の方がいいですよというふうなことで、地域の分団の方々に協力した形での泥上げ等を行っているという事例がございます。当時ベクレル数等を測ったところ、低下しているというふうな判断でこれを行っておりますが、やはりこうした形で敷地内に協力いただける方がもしいらっしゃれば、分団の協力で行っていくというふうな形で対応できればと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

ぜひ各防火水槽の近隣の方にコンタクトを取って、土地のほうを使わせていただけないかということをお願いいただければと思います。いずれにせよ、本当に堆積物があると消防団の消火活動にも支障を来すおそれがあります。ぜひ迅速にこれらに対応していただければと思っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

2時5分から再開いたします。

---

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時03分

---

議長（高橋拓生君）

時間前ですが、おそろいですので再開したいと思います。

先ほど、マイクがちょっと聞き取れない部分もありましたので、マイクを口元に向けて発言をお願いしたいと思います。

通告2番、猪岡須夫議員、登壇、質問願います。

3番、猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

通告番号2番、議席番号3番、猪岡であります。

質問の機会をお与えくださって大変感謝しております。

順番に一般質問を行いたいと思います。

公共交通施策実施について。施策実施に向けて、従来の交通機関で確保されていた利便性（小学生の利用、一関市へ直接出向ける、乗降回数等）がいかに確保されるか伺います。

次に、平泉町の執時間及び人件費について伺います。

細かく1つ、平泉町の執務時間に関する規則（平成19年7月最終改正）の執行について、町民の理解と異なると思うが、その見解を伺います。

小さな1つをもって、経常的経費である人件費の執行・管理及び服務規律管理の責任の所在について伺います。

3つ目として、県のふるさと振興部市町村課のホームページの資料に、令和2年4月分とする平泉町の一般行政職の平均給料が県内他町村平均よりおおむね2万円高いと示され、同様規模であれば、差額合計は一般行政職70人だけで年間1,680万円に相当すると計算ができ、またその上、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当にも反映していると分析できます。こうした高い人件費が町民にどう受け止められていると考えるか、見解を伺います。

大きな3つ目であります。健康福祉交流館「悠久の湯」について伺います。

小さな1つ目の質問です。平成31年の3月議会で、「特別会計へ一般会計から10年にわたり累計で2億1,800万円の繰出し」との同僚議員の発言を受けていますが、その後の繰出しを含めた令和2年度末でその額が5,000万円増えて約2億6,900万となります。施設建設費用など特別会計に計上されていない町財政からの支出額が償還され、黒字期間もあるが、平成20年度から連続12年繰出しとなる。県への報告の平成24年度の普通会計決算分析に「指定管理者制度の活用などを図り、コスト削減に努める必要がある」と記載があります。これまでにどのような検討がなされたのか。また、一般会計からの2億6,900万円の繰出し金について、見解を伺います。

3番の2番であります。施設の経年劣化などを踏まえた上で、今後の一般会計への影響、また施設とこの特別会計への将来の姿をどう捉えているのか、見解を伺います。

大きな4つ目の質問です。移住者の受入れについて。

町の人口維持に向けた施策の柱の一つとして、移住者の新規受入れを積極的に実施すると折に触れ発言されていますが、どのような企画が立ち上がっているのか、どのような目標を立てて受入れを拡大していこうとするのか、見解を伺います。

この2番です。土地開発基金をもっと積極的に定住受入れに活用すべきではないですか。併せて、各種基金条例に示される基金の運用が効果的に活用されているか、見解を伺います。

以上です。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

猪岡須夫議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、公共交通施策実施についてであります。現在進めております公共交通の見直しに当たりましては、公共交通空白地域を解消し、より多くの町民が利用できる町内の移動手段、とりわけ平泉駅への移動手段を確保していくことが最も重要と考えており、その中で併せて費用対効果なども考慮しつつ、既存の公共交通との組合せによる公共交通網を形成していくため、地域公共交通会議において議論を重ねているところであります。

新しい公共交通の導入によりまして、多くの町民の利便性の向上を見込めるところではあります。一方で、既存路線の廃止等によってご不便をおかけする方もあろうかと思えます。このことにつきましては、来年度新しい公共交通の実証実験を行いますので、ぜひ多くの皆さんにご利用いただき、その中でご意見をいただきながら、必要な見直しを進め、よりよい公共交通として本格運行できるよう取り組んでまいります。

次に、平泉町の執務時間及び人件費についてのご質問がありました。

まず、執務時間についてであります。平泉町の執務時間に関する規則については、現在は実態に即したものに改正済みであり、来庁された町民の皆様へも適宜お伝えして対応してまいります。なお、町のホームページに執務時間の記載がありますし、問合せがあった際にもお知らせしております。

次に、人件費の執行、管理及び服務規律管理の責任の所在についてであります。執務時間の定義は、行政機関が組織体としての執務態勢を取るべき時間であり、職員の勤務時間とは異なるものと認識しております。職員の勤務時間が管理をしている人件費の執行、管理及び服務規律管理については、議会の承認を得て定められる条例に基づき運用を行っており、職員各一人一人が法令を遵守する義務があると考えております。

次に、職員の給料に関する質問がありました。平泉町職員の給料は、平泉町一般職の職員の給与に関する条例に定められている給料表により決定されており、その給料表は国の給料表を参考に定められていることから、給料額が他市町村より高く設定されているということはありません。他のホームページでは一般行政職70人の平均給与月額が示されていますが、半数以上が40代以上の職員であるため、比較的給料額が高い職員が反映されやすい状況にあります。

また、近年は役場に採用される前に別の仕事をしている者など、経験年数の多い職員が入庁する傾向にあるため、新卒で採用される職員よりも初任給が高くなっていることも平均値を高くする要因として挙げられます。職員の給与については、これまでも議会の議決をいただきながら改正してきており、町民各位のご理解をいただいているものと認識しておりますが、なお一層、町民の負託に応えるべく職員は仕事に精励し、給与に見合った業務の遂行に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉交流館、悠久の湯の運営に関する質問がありました。

平泉町健康福祉交流館の運営につきましては、近年の入館者、入館料の減少や施設機械の維持

補修の状況、さらには施設運営全般の取組などを踏まえ、今後の施設管理運営の方向性について、平泉町健康福祉交流館運営委員会で検討、協議を重ねてきているところであります。その検討においては、施設設置の目的である町民の健康維持増進を図り、人々の交流により活力ある地域社会をつくる場としての役割を踏まえ、利用者が一層利用しやすいよう利便性を図る取組を弾力的に行うことなどであり、直営で運営していくこととしているところであります。

一般会計からの繰出金につきましては、平成20年度以降の入館者などの減少対策として様々なキャンペーンの実施や各種割引を実施することにより、利用者の増加対策に取り組んできたところであります。その効果もあり、減少し続けた入館者も増加の傾向になってきましたが、一方では、キャンペーンの実施や各種割引を利用することにより、入館料全体としては依然伸び悩んでいるところであり、平成20年度以降は一般会計からの繰出金が必要な状況となっております。

今後の施設運営につきましては、極力利用者へのサービス提供を低下させず、施設設置の目的、役割を果たしながら、一般会計からの繰入金抑制を図るための一層の経営改善を進めてまいります。また、施設の経年劣化などを踏まえた上での今後の一般会計への影響につきましては、老朽化に伴う修繕料などが増加傾向になると見込まれ、特に機械設備も耐用年数を超えているものもあります。その資金の捻出については、一般会計からの繰出金等による捻出が想定されるものであります。

なお、施設とこの特別会計の将来の姿をどう捉えているのかにつきましては、平泉町健康福祉交流館の管理運営につきましては、一般会計からの繰入金をできるだけ圧縮するための努力をしながら、特別会計の収支のバランスを保つために庁舎内に設置した検討プロジェクト会議や運営委員会での意見や提言、さらには経営改善に向けたコンサルティングの活用、検討も含め、一層の経営改善に向けた検討を進めていくとともに、将来にわたって町民の健康福祉増進が図られるような施設の利活用を進めてまいります。

次に、移住者の受入れについてのご質問がありました。移住に向けた取組につきましては、例年県や近隣市町村と連携しながら首都圏等での移住セミナーや相談会を行っておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため県主催によるオンラインセミナーを実施したところであります。来年度は世界遺産登録10周年の年になりますので、町の魅力を前面に打ち出しながらオンラインを積極的に活用し、引き続き情報発信を行ってまいります。

また、来年度から新規事業として結婚祝い金事業や出産祝い金事業、妊産婦交通費支援事業などを創設したので、既存の様々な支援事業とパッケージ化することによって、結婚から妊娠、子育て期までの切れ目のない支援による子育てに優しいまち平泉をアピールしながら、移住を呼びかけてまいります。

さらに、空き家・空き地バンク制度を活用し、移住者受入れを促進していくため、特に町外の物件所有者に対しまして、制度を周知することによって空き家・空き地バンクの有効活用を促進し、移住者の受入れ環境の整備につなげていきたいと考えております。

次に、移住者の受入れに関連し、基金の活用に関するご質問がありました。

まず、土地開発基金につきましては、公共事業の用に供する目的で土地をあらかじめ取得し、

その取得または補償を行うことにより事業を円滑かつ効率的に行うためという趣旨でございます。したがって、この趣旨に沿った形で移住定住に活用できる施策があれば、土地開発基金の活用も可能だと考えますが、今後とも土地開発基金条例の趣旨に基づき、活用してまいります。

なお、基金は特定の目的のために財産を維持し、基金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものであります。基金の運用につきましては、地方自治法第241条第2項により、目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されていることから、当町では金融機関に利率照会をする等、有利な条件で運用を行っておるところでございます。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

では、公共交通施策実施について再質問をさせていただきます。

既存の路線の廃止というお話が答弁の中にごさいました。既存路線廃止による不便さはどのように解消されるのでしょうか。例えばどこの既存路線でしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今現在、新しい公共交通の運行に向けての見直しということで、公共交通会議のほうで議論を重ねておりますが、その中で、今町が行っている路線を維持しているところは長島地区を走っております一関線という路線になりますけれども、これについては以前、路線バスが運行していたところについて赤字の路線だったということで、交通業者が撤退をした経過がございます。そこについて、一関市と平泉町で補助金を交付しながら現在走っている路線になりますが、ここの路線の見直しを今検討しているということでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

見直しということはどういうことでしょうか。廃止でしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

まだ決定ではございませんが、その路線を廃止し、新しい公共交通をつくり上げるということで検討してございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

私、長島の十字路で朝の子どもたちの見守り活動というのを25年やったんですけれども、東磐

交通が朝7時40分あたりに長島の十字路に来るんです。低学年生が降りてくる。長島の十字路まで南から2キロ、それから北から2キロ、そして東岳峠まで4キロほどあるんです。ですから、北から来る子どもたちは使えるんですけども、南から上がってくる子どもたちは使えないですし、それから一番東側の東岳、中村地域から来る子たちも使えません。その中で、やっぱり親御さんたちから羨ましいと言われてきました。羨ましいよね、北から来る人たちはと言われてきました。それがなくなって平等になるのかなと思えば平等かとなるんですけども、さすがにあの小さなお子さんたちは2.5キロはかわいそうです。そういうことなんです。

私ごとですけれども、私も年に何回か最後のバスに乗って夜の一関に向かうんですけども、誰も乗っていないわけじゃないんです。乗っていらっしゃいます。ですから、不便になることはとても困る。長島に幼稚園バスの需要はないんですか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、幼稚園への送りのスクールバスについては平泉地区のみの運行ということで、長島地区についてはそういう要望はないというふうに認識しております。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

長島地区には幼稚園に通園するという需要はなかったんでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

いつの時点でかということもありますが、運行を始めたときに、長島地区からの要望があったというふうにはちょっと聞いてはございません。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

幼稚園の募集については、長島からの要望はないですか。

議 長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

長島地区の方は長島保育所を保育の預け先として利用される方がありますがけれども、平泉側のほうに来るからということで要望されるというのは、今のところはございません。

議 長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

実は、私の3番目の子ども、勝手に通えと言われて、幼稚園に幼稚園バスが来ないんだから、通学させたんです。そういうことが過去にあるんです。言葉は悪かったかもしれませんが、通えるんでしたらどうぞと言われたわけです。そういうことです。

だから、長島の結構若いお年寄り方は保育熱心ですから、お孫さんを大事になさっています。でも、昔はとても高い保育料の時代があった。そういうことも、こういう公共交通バスの中にはいろんな要望を取り込んでいかなきゃならないと思うんです。44年前から中学生のための冬期バス、送り迎えもありました。北上川から西側の中学生の親御さんに羨ましいと言われました。見る方向が違くと羨ましいです。

ですから、不便になるのは困るんです。雨の日も風の日も雪の日も、何かの理由で通っている高校生もいます。不便なんです。だから、人口は川から西側に比してどんどん少なくなっている。そして、高齢化も進んでいる。そういうことなんです。不便になられるのは困るんです、これ以上。ETCができて平泉町内で高速乗り降りできるから、すぐ帰って来られるから、これ若い人たちの言い訳にしちゃ駄目なんです。そういうことでお考えいただきたい。つくづく思います。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

一関線につきましては、よく公共交通会議の際には平均乗車密度というふうな数字を使うわけでございますけれども、あの路線につきましては平均乗車密度が1.6という実績の中で、年間の補助金がどんどんやっばり高くなってきまして、今500万を超えているという状況でございます。そして、これを負担していくということが非常に今困難になってきているのかなというふうに考えてございます。

そして、さらにそこを維持した上で新しい公共交通、これを並行して実施していくということが果たしてできるかという、これは本当に困難だというふうに考えてございます。

そして、直接行けるというふうな当然メリットはあるわけでございますけれども、どこの地域についても、直接目的地ということになりますと、一番いいのがタクシーということになるわけですが、果たしてそれを町でじゃ全部できるかとなると、これはまたさらに困難が伴うものというふうに考えてございます。

不便をおかけするということもあるかと思いますが、今現状でその路線を活用している方、具体、個々について、果たして乗換えが何回で、どこへ向かっているというのは、これは統計として取ることができませんので、一般的に一ノ関駅と考えますと、今まで直接行けたものが1回乗換えがあるというふうなことになってしまいますし、例えばこれが磐井病院ということになれば、さらに1回乗換えのものが2回乗換えというふうなことでご不便をおかけすることになるというふうな答弁はその部分だったわけでございます。

いずれ路線につきましては9月末までは運行をいたしますので、その中で実証実験とちょうど数か月重なる部分がございますので、ぜひその期間に新しい公共交通のほうも利用いただきなが

ら、そして利用の具合がどうだったのかお声をお寄せいただく中で、さらに見直しを進めて、よりよい運行を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

タクシーというお話が出ました。私、福祉輸送の運転手をやっているのですが、よく聞かされるのは、タクシーでは病院に行けない、帰って来られないとおっしゃいます。ですから、公共交通機関が実際に走り出したとしても、体の不自由な方たちはどうするのかとか、そういう話になってくると、どうしても私たちのドライバー仲間も、運転手仲間もどんどん高齢化していますので、その上助手席が外に出るとか、車椅子が入るとかいう車、2台しか使えないんです。そうすると、どうしてもタクシーになっちゃうのかな、これからそちらのほうが多いのかなと言っても、我々長島だと、一関、磐井病院に行って戻って、普通に20キロ近いです。十八、九か。そんなふうなところのタクシー代というのはとても負担し切れません。一月に幾つもの病院をご利用なさる。それを目の当たりにしているんです。そういうことなんです。

だから、早い時間に出ればいいねとか、いろんな期待を持っているお年寄りがいらっしやいます。夕方も来られるのかなとかという、そういう期待をなさっている方たちがいらっしやいます。ですから、そういう方たちをぜひ拾い上げていただきたい。そういうことであります。

それから、あと試行とかそういうときに、聞き取りの担当者さんとか乗せますか。やっぱりいろんな利用の仕方について具体的におっしゃっていただけたらと思うんです。地域によって違いますから。これは確かに違うと思います。ですから、いっぱいになることはないはずですから、運転手さん以外に1人聞き取り役、どうですか、どうですかと聞いてくださるような役目の方を置いてほしいです。いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現状の患者送迎バスの状況も把握する中で、担当者が実際に同乗していろいろお話を伺ってきているという経過もございますので、新しい公共交通の運行に際しても、ぜひそのようにしてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

では、平泉町の執務時間と人件費について再質問させていただきます。

こう答弁なされた。平泉町の執務時間に関する規則については、現在は実態に即したものに改正済みであり、来庁された町民の皆様へも適宜お伝えして対応していますと。なお、町のホームページに執務時間の記載がありますし、問合せがあった際にもお知らせしております。

次に、人件費の執行、管理及びサービス管理の責任についてであります。執務時間の定義は、行

政機関が組織体としての執務態勢を取るべき時間であり、職員の勤務時間とは異なるものと認識しております。

職員の勤務時間が関与している人件費の執行、管理及び服務規律管理については、議会の承認を得て定められる条例に基づき運用を行っており、職員おのものが法令を遵守する義務があると考えております。

改めて伺います。この答弁で本当によろしいんですね。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

そのとおりというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

町長さん、よろしいですか。このとおりでよろしいですか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

総務課長が答弁したとおりであります。私が先ほど答弁したとおりであります。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

伺いました。

齋藤副町長さん、行政職として長年お勤めになって、退職なさって、管理者としては何年お勤めになって、どういうものにお就きになりましたか。

議長（高橋拓生君）

猪岡議員、町長に対する質問ですので、相手方ではないので、よろしく申し上げます。

3 番（猪岡須夫君）

分かりました。

2月23日の朝日新聞に、国会の衆議院予算委員会で総務省の幹部が長年法曹を担当し、気をつけて調べれば気づいたかもしれないが、まさに怠慢は恥じるばかりだと自ら懲戒の処分を受けると公の場で発言なさいました。そういうことなんです。

皆さん、これ分かりますね、例規集。

平泉町の執務時間に関する規則、最終附則は平成19年7月1日とあります。ここに、平泉町の執務時間は、平泉町の休日に関する条例に規定する平泉町の休日を除き、午前8時半から午後5時30分までとする。これ、ホームページの例規集にもそのとおり書いてあります、執務時間。

本題です。お隣の市では、執務時間は8時半から17時15分であると規則第1号でホームページ

に載っております。どこが改定済みで、そして服務規程とかそこら辺の話でも定義としておっしゃった。そういうことなんです。

ここに皆さん長く勤めていらっしゃる方たちがたくさんいらっしゃる。15分違うというのはどういうことか知っていますか。町の規則です。条例じゃないんだ。規程じゃないんだ。規則だ。町政執行。そこに、いまだに直しもせずに8時半から午後の5時半と書いている。だから、先ほど町長さんに対する質問なのにお隣に振ったんです。長く行政マンとして勤めていらして、こういうことを許していいんですかと聞いたんです。説明員で来ている皆さんもそうですよ。見えていますか。そういうことなんです。

規則、町の規則です。違反です、皆さん。町規則違反です。15分、何で帰っているのかと私見ていたんです。古い言葉で特例休息という言葉があります。一番後ろにつけるんです。国家公務員です。それで、普通は休息というのは次の執務に付するために、資するために、英気を養う時間なんだ。それを前に持ってきて、やらずに、後ろにつけて15分早く帰る。それをいつきれいにしたのかな、国は。ところが、なっていないんです、平泉町は。こんな自治体どこにあるのか、そういうことなんです。伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先月に猪岡議員のほうからご指摘をいただきまして、すぐにこれは誤りだということで、3月に入りまして、この平泉町の執務時間に関する規則については改正をしております。それで今、ぎょうせいの会社のほうにこの例規の変更についてはお願いをしておりますが、これまで12月会議等のほかの条例改正についても、コロナ禍の影響で、業者のほうから大変申し訳ないが遅れるというふうなことをいただいております、もちろん例規集のほうも改正がちょっと遅くなっておりますけれども、ホームページのほうには平泉町は8時半から17時15分までの事務をやっているというふうなことは明記しております。

なお、平成22年に勤務時間が8時間から7時間45分に改正になったことに伴って、この時期に5時半が5時15分になったところでもありますけれども、この平泉町の執務時間に関する規則については改正をしておりませんでした。ただ、職員の勤務時間に関する規定のほうにつきましては、現行のとおり改正をしております。いずれご指摘をいただいて、早速改正したところがございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

だから、答弁はどうなんですかと伺った。それ言っていないでしょう、ぎょうせいがどうのこうのと。出版会社ですよ、ぎょうせい。答弁、そうでしたっけ。書いてあるよと。確かにホームページには開いている庁舎、開庁時間として8時半から17時15分と書いてあります。それはど

こも一緒。どこのホームページにも開庁時間書いてあります。それと勤務時間、執務時間は違いますとここに書いてあったんだ。だから、注意したんだ。

にもかかわらず、答弁では改正済みだと。私、平泉町のいろんな資料に触れるようになってつくづく思ったんです。説明、足りねんじゃねえ。そうしたら友達が、「平泉あるあるじゃない」って言いました。恥ずかしくないですか。作成者限りで分かっている情報、勝手に省略、県のホームページで示されるいろんな文言、それから計数管理、全部一般化する努力、こう読みますよ、読み取りますよ、こういうふうに計算しますよ、財政状況の分析はこうですよと全部説明してある。にもかかわらず、示された計数、省略しているじゃないですか。話はそうなんです。いろんな報告をしているはずだ。担当者限り、これはない。

差し替えは自分でやるんです、自分で。お金なんかかけない。どーんと本省から差し替えが来るんだ。赤鉛筆で右と左に置いておいてやるんだ。挙げ句、職場で争議がある、紛議がある、対応した職員に処分発令しなきゃならない。だから、その場で、職員の前でメモを取るんだよ。

そういうことです。職員の皆さん、怠けですこれは、明らかに。1年間に直すと8日と1時間です。それが13万円です。1,680万の話しました。あれは高いからだ。でも、1日15分、1週間で1時間15分、52週、それが8日と1時間分。計算すると13万円になる、年に、1人。それを職員の皆さんみんな受け取っていたんだ、気づきませんでしたと言って。何でも換算される。誰も3,600ページも先に行って調べたりしません。そういうことを言ったにもかかわらず、なぜ。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先ほど町長が答弁したことでありますけれども、執務時間と勤務時間の概念とといいますか、繰り返しになりますけれども、執務時間というのは、平泉町という自治体が全体として執務態勢にある時間、ここではもちろん行政活動が行われるわけですが、この行政サービスが提供されるというふうな時間を指しておりまして、勤務時間につきましては、個々の職員が執務に専念する義務を持っている時間で、先ほど申し上げましたけれども、勤務時間につきましては、規定が既に8時半から17時15分になっておりますので、執務時間については改正をしていなかったということに気づいた状況でありまして、これについては大変本当に反省しております。そういうことでありますことから、速やかに今回改正したというところであります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

ここに、隣の町の規則第1号をホームページから取ったのがあんの。執務時間がきちんと朝、午前8時半から午後5時15分と書いてある。だから、言っているんです。理解が違ったって、理解は違わないよ。隣の市は平成17年9月20日だ、規則第1号、最終改正だ。これは合併ででしょうか。どうなんでしょうか。ただ、こういうふうに出ている。それから、国家公務員の勤務時間、

平成21年4月1日、勤務時間を週40時間から週38時間45分に短縮すると書いてある。あなた方は何かあるたびに国家公務員に準ずるとおっしゃる。よく説明を伺う。こういうことも見ていないで、国家公務員に準ずると言う、普通。だから、さっき言ったんだ、平泉あるあるだと言われたと。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

勤務時間について今お話をしていたところでありますけれども、給与のほうにも波及してきたのかなというふうに思いますが、当然この給与、勤務時間ももちろんですけれども、国の基準、そういったものを参考にしながら労使交渉において協議をして決める。そして、議会のほうにご提案をいたして了解を得るというふうなことで行っておりますので、何らこれについては、これまででもですし、今後とも変わらないというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

また前に戻ります。広辞苑に書いてある。規則というのはどうなんですか。地方自治体、都、府、県、それから市町村の首長さんが、トップが最終的に決めるんだと。それをいつからこうやってきたの。いつから7時間45分になったの。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

先ほども申し上げましたけれども、平成22年4月1日からでございます。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

各自治体で違うんだよね、そこら辺の7時間45分になったという。なぜ平泉が遅かったのですか、22年まで。国は21年4月1日なんです。つうことは、その前から皆さん準備していたはずだ、どこの自治体でも。なのに、22年になりましたとおっしゃった。22年というと10年以上前です、もはや。その間、規則で15分早帰りしていたということだ。見えるんです、そういうふうに。じゃ、休憩時間をそこに持っていったのか、でも昼に1時間取りますよと書いてある。すごく深刻な問題なんだよ、こういうことをほっておくつうのは。

本当に私もこれを知ったときには、だからすぐ行ったでしょう。総務課に行ったんです、私。でも、何の話も返ってこない。だから一般質問にしたの。で、町長さんの答弁をいただいたの。だったら、具体的にこうしました、こうなりましたとしなきゃ。これすごく大きな問題なんだよ。かなえの軽重だ。町長さんいらっしゃる。でも、規則も例規もかなえなの。人任せにしてちゃ駄目なのだ。

大体こういう質問をしますよというのに、誰も持ってきていないじゃない。労使交渉の場ではねえと駄目なのだ。詰められるんだ、こういうところから。だから、平泉あるあるだよねと言われてしまう。でも、ここにいらっしゃる人たちが人件費の10分の1をもらっているでしょう、総人件費の。非常勤さんたち、時間外の方たちも入れて、きっと。あなた方もこういうことをちゃんと指導しなかったら、誰がやるんですか。誰が職員を指導するんですか。そういうことを聞いているんだ、結局。

さて、クールにいきましょう。そういうことで、この状況を町民には説明しますか、しませんか、伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

執務時間に関する規則でございますけれども、2月に猪岡議員のほうからご指摘いただきまして、これは速やかに改正しなきゃならないということで、その旨を伝えたというふうに私は聞いてございます。それで、この執務時間に関しては、今現在も5時半まで執務時間を設けている市町村もありますし、8時15分から5時までというふうな執務時間を定めている市町村もあります。自治体によってやはり異なるわけですが、当町の場合は22年の時点で8時半から5時15分にしたというふうな経緯がありますし、いずれその時点においても、平泉町は7時間45分に変更するというふうなことを当然広報等で周知はしているはずですので、現在もホームページのほうにはそういった時間帯が記載されておりますので、いずれこうしたことで今後も継続していきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

今のお話はとても怖いです。8時間やっている自治体もありますよと今おっしゃった。おっしゃいましたね。8時間じゃないんですね。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

自治体によっては8時15分から5時というふうな執務時間に行っているところもありますし、今も夕方5時半まで、そういったところもあるというふうなところでもあります。8時間というふうなことは話はしてございません。

議長（高橋拓生君）

猪岡須夫議員。

3 番（猪岡須夫君）

16時間勤務というのを10年以上やったことがあるんです。だから、この規則に書いてあるような感じで読んじゃうのよ。8時間勤務だよと書いてあると読んじゃうのよ、執務時間がと言われ

たら。もう行政マンとして古い方はいらっしゃらないでしょうから、特例休息なんていう話題も出しましたけれども、ぜひその15分、失われた10年間の15分について、私は、町民の皆さんにこういうふうにしていましたと言ったほうが良いような気がしますよ。また平泉町あるあるになっちゃいますよ。

(発言する声あり)

3 番 (猪岡須夫君)

はい、分かりました。

ただ、最後に、この問題についてはこう申し上げます。正規の職員、自らの存在の根拠をこういうものに置いているのだ。町民に黙って早帰りしていたとなってしまうと私が言ったでしょう。町民に何年もいろいろな手当を得てきたのよ。説明つかないのよ。その上で勤勉手当をもらっているでしょう、勤勉でしたと。全然勤勉じゃねえじゃん。責任放棄だ。これ、このとおりだと行政処分です。条例違反は刑罰だけれども、規則違反は行政処分だ、ということであります。勤勉であると評価されたはずが、こんなことを言われる、となるわけです。こういうふうに答える、書いてあるから、改正したから。言葉は悪いけれども、傲慢に過ぎませんか。これの失敗の犯人探しも、基本差し替えを自らやらない、例規類の差し替えを自らやらない、そういうことなんだ。

宣誓書にあるでしょう。後段に、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務と深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますという宣誓文が、平泉町の宣誓文としてここに載っています。私、だから、庁舎内で、もしかして聞いている人たちに言いたいんだ。宣誓書を思い出してと。私たちはあまねく公平でした。でも、今はそんなにあまねく公平じゃないかと、こういう新聞を見ながら思います。

あと2分です。3つ目、健康福祉交流館「悠久の湯」について。

好評利用者さん、いるんです。でも、その人たちも赤字を心配している。毎晩使うよという人たちもいれば、月に2回車で4人で行くんだという人たちもいる。そういう方たちもいらっしゃるんです。でも、この数字でいくと、次の予算で3,000万足すよという、繰り出しますよという話になっている。もう、何とかしてください。確かに福祉目的だ。でも、公共交通も福祉なんだ。いろんなことが皆さんに求められている。よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。皆さん、ありがとうございました。

議長 (高橋拓生君)

これで猪岡須夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時20分から再開いたします。

---

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時18分

---

議長 (高橋拓生君)

再開いたします。

通告3番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

通告3番、日本共産党の三枚山光裕です。

3つの項目について質問します。

1つ目の項目は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受ける事業者への支援についてです。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町内の経済に及ぼす影響は引き続き深刻です。影響を受ける事業者に対して、事業継続への新たな支援策が必要です。町の考えを伺います。

2つ目の項目は、大雪により被害を受けた農業施設への支援についてです。昨年12月の大雪による被害について、農業用ハウスの倒壊など深刻です。ところが、国の支援策は多くの農家が対象から外れる心配があります。全ての農家が必要な支援を受けられるようにするべきですが、考えを伺います。

3つ目の項目は、小中学生へのタブレット導入による電磁波の影響と対策についてです。国のGIGAスクール構想の下で、当町でも小中学生児童生徒全員に学習用タブレットが配付されます。現在は機器の設定中と聞きます。今月中には届くようだというふうにも聞いております。パソコンやスマホなど電子機器は電磁波を発生させます。無線周波数電磁波は健康被害が指摘されています。欧州評議会は人体に安全な有線LANを推奨しています。電磁波による児童生徒への影響への認識とともに、その対策についての考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、影響を受ける事業者への支援についてのご質問がありました。国では緊急事態宣言が発令されていた11都府県に対し、飲食店等に時短営業などを要請し、応じたところには給付金を支給するなど支援してまいりました。その結果、新規感染者が大幅に減少し、医療の逼迫に歯止めをかけることに成功しております。

しかしながら、緊急事態宣言が発令されていない都道府県においても、新型コロナウイルス感染症による影響は非常に大きく、国からの給付対象になっていない分、深刻な状況であるとの見方もあります。当町といたしましても、商工会や観光協会と綿密に意見交換をし、早急に支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、大雪により被害を受けた農業施設への支援についてご質問がありました。令和2年12月からの大雪により、東北、北陸地方を中心に北海道、関東、東海、近畿、中国、四国、九州でも、農業ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏など多くの被害が発生しており、当町でもハウス197棟、牛舎2棟、作業小屋21棟など甚大な被害が発生しております。

このような状況を踏まえ、令和2年から3年までの冬期の大雪により被災された農林漁業者の皆様が営農意欲を失わず、一日も早く経営再建ができるようにと農林水産関係被害への支援対策を2月2日に農林水産省において公表したというところであります。しかしながら、被災農家の全てが活用できる支援策になっていないのが現状であります。そこで、岩手県では国の支援策を拡充するため、独自の補助制度、被災農業者緊急支援事業を設置したところであり、より多くの被災農家の方が支援を受けられるように対応したところであります。当町といたしましては、本議会で予算計上させていただいておりますが、国・県補助事業への上乗せ補助、町単独事業による雪害パイプハウス解体撤去等作業支援事業を設置し、国・県と合わせて被災農家の早期の経営再建に向けて取り組んでまいります。

3番目のご質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

小中学生へのタブレット導入による電磁波の影響と対策についてのご質問にお答えいたします。

WHOでは現在、国際ガイドラインの値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を示すという科学的な証拠はないという見解を示しています。国内においても、同ガイドラインと同等の基準値を定める電波防護指針に基づき、タブレット端末などのICT機器が使用されており、無線LANの電波の強さも基準を超えないように定められております。町立学校の無線LANについても、国の指針に基づく運用を図ることで不都合はないと考えておりますが、電磁波による健康被害が疑われる相談等が児童生徒から寄せられた場合には、保健室での休養等実情に合った対応をしてまいります。電磁波については、今後も国の指針や基準などの動向を注視しながら、ICT機器を安全かつ適切に利用してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

まず、新型コロナ感染拡大、今、感染拡大については町でも力を入れ、全力で取り組んできているということで、今後ワクチンの流通の問題とか様々な課題はあって、なかなか大変な対応を迫られると思いますけれども、引き続き力を尽くしていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

そこで、今日はとりわけ事業者、観光もですけれども、やっぱり長引いてくると大変な状況になってきているわけですから、そこに絞って伺いたいと思います。

まず、去年のちょうど今頃、ちょっと前からこの問題が広がっていきまして、2020年は終わったわけですから、1年間の事業者さんの売上げの状況というのも大体ははっきりとしたわけです。そういう点で、こういった調査もしたのかとも思いますけれども、あるいは去年11月、商工会か

らもいろいろ要望も出されておりました。その後、新しい調査はやっているのかということです。そして、そういった中で売上げの状況というのはどういうふうになっているのか、認識をつかんでいけば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

昨年11月、商工会のほうからご要望いただいたところです。それで、昨年の11月の段階ではかなり下がってくるだろうということは言っていましたが、11月なんかは第3波がまだ見えていない段階だったもので、意外と上向きになるんじゃないかという見込みもあったようです。それで、今現在のところはこのような状況になっておりまして、実態としてはどのようなことかというものは完全にはつかんでおりませんが、商工会、観光協会といろいろ意見交換する中では、恐らく年間の4割ぐらい、もしくはそれ以下に落ち込むだろうということを言われております。特に商工会では今、申告時期で、そのような調査をやる余力はちょっとないと言われてはいますが、いずれ申告を手伝う中で、そういうものが明らかになってくるだろうなというふうなことで聞いておりました。

当課としましても、経済対策をぜひともして、皆さんに何とかこの波を乗り切っていただけるように支えていければなというふうに思っているところです。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私もこう伺いますと、先ほど八重樫課長も話されたように、申告の中で商工会などもそういう話になって、やっぱり聞くと5割減というのもありました、実際。そういう点では本当に深刻だと。我々議員も、高くはないけれども、やっぱり例えば報酬が半分になったら、私もこれは大変ですし、職員の皆さんでも、給与をもらっていても、半分だったらこれは大変です。事業者さんだって、これは5割減となったら本当に深刻だと思うんです。そういう点で、やはり新しい今後の行政ということになると思うんですが、しっかりとした対応をしてほしいと思うわけです。

そこでなんです。今後、町としてやっぱり実態をつかまなければ、そこに、実態に見合った支援策というのはできないと思うんです。それで、調査の予定はあるのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

今現在のところは調査の予定は持っておりませんが、観光協会、商工会と綿密に打ち合わせてやっていきたいとは考えております。特に議員おっしゃるこの事業継承についてですが、このたび3月補正でも補正予算を出させていただいておりますが、平泉町の場合は非常に小さな町なものですから、事業者ほとんどのことが大体分かるという状況になっておりまして、ほかの近隣市では行っていない7年間の利子補給というものを実現して行って、できるだけそういうふうな

形で手厚くしていきたいと思っておりますので、調査は行いませんが、商工会、観光協会と連絡を密にして、状況を把握しながら、最も有効な手だてを講じていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

調査については、もちろん町でやれるものならやったほうがいいなというには思うわけです。今言われたように、商工会なり観光協会さんとも連携を図りながら、効率的にとこの場合は言えるかどうかは別として、いずれにせよしっかりと実態を正確につかむということが大事だと思いますので、これは確かに役場のほうもですけども、申告の時期でなかなか商工会さんは忙しいと思うんですけども、やはり早急にやるということが大事だと思います。

それで、去年の今頃という話もしましたが、飲食業界であれば、いずれ通常であれば歓送迎会という時期で、去年も見込めないという話をされていましたが、当時。今年は消防もなかったわけですし、そういう点でますます本当に藤原まつりもできるのかなという話までされてきました。

ですから、やはり早く手だてを打つということが大事なので、そこで支援策の中身についてです。何か具体的に今後、先ほどの利子補給とかそういったことになると思うんですけども、補正というのは、この実際の支援策の中身というのは定まっている、こういうふうに考えているというのがあれば伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

今現在で支援策、まだご報告できる段階にはございませんが、課内での検討はもう既に始めております。事業者のみにかかわらず、事業者が最も大変なことではあるんですが、町民全体にそういう支援できるような方策というものをちょっと今検討しておるところです。

あとは、やはり当然のことながら宿泊、飲食業、ただ、さらに製造業に今までほとんどなかったもので、製造業の方々のこういうコロナ対策のパーティションとか買った部分、特に小規模事業者の分が県の10万円しかなかったものですから、それを越えたところで設備投資なさっているところも結構話聞いていますので、そういう方々が遡りで対象にできるような事業がないかなということで今、内部では検討に入っておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私はどちらかというと飲食業とか宿泊業とかというところは去年ぐらい調査してきたんですが、やはり製造業というのもなかなかお邪魔する機会もなかったということですので、やっぱり大事なのは、困っているところにちゃんと手が届くといいますか、支援ができるということだと思うので、そういう点では、先ほど言った商工会なり観光協会とも密に連携を図って、正しく実態をつかんでいただきたいと思います。

それで、まだ具体的なという話、検討は始めたがということだったと思うんですが、この間ですと、事業継続の支援で遠野、花巻とかそういった自治体でもう既に去年の暮れから今年に入ってを対象にしたというのをやっていました。それから、規模に応じた、一律何十万とかじゃなくてというのがあって、最近陸前高田市のものが非常に進んでいるのかなと思ったわけですが、やはり社員数、従業員の数とか、それから売上げもいろいろ遡って、より細かくやっているというところが優れているんだろうと思いました。

この間、家賃補助もありまして、確かに家賃補助というのは、これ大事だと思います。必要だったと思います。でも、賃貸じゃない方でも借金をして土地を購入し、建物を建てたとすれば返済もあるわけですから、単純に、自前の人は楽だというものでもない。国の持続化給付金も1か月やそこらで終わりだよという話も聞きました。ですから、いろんな規模とか、そういったところに見合った支援の制度、仕組みというのは考えているのか、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

昨年の補正予算の段階で、やはり宿泊業に関しては宿泊者数、宿泊できるキャパシティーによって傾斜して支援したというものがございました。このたび製造業でも従業員数で一番大きなところに今回コロナ対策の支援をしましたけれども、先ほど申し上げたとおり、もっと小規模なところにも手が届くような形で、従業員数なり売上げなりを考慮してやれるような形の、きめ細やかな形の経済支援をしていきたいと思っています。

特にも、今までのこの手のパーティションとかの支援につきましては、一定程度多分大方落ちてきているかなというところはあるので、既に使った方々に対する遡りの支援というのがメインにはなりますけれども、大きなところは、今後もし補正予算を組んでいくということになれば、やはり経済支援なんだろうなというふうに思っていますので、議員がおっしゃっているような形で、できるだけ細やかな形でやれるように検討してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今度の補正にも載ってまして、いわゆる支援の小規模事業者持続化給付金、それから中小企業者経営給付金、補正で625万ほど減額補正されてきました。そういう点では、お金の右から左という単純な問題ではないでしょうけれども、いろいろ使いやすいいいいますか、多くの人が支援を受けられるよう、こういった余ったお金もあるわけですから、積極的な支援をお願いしたいと思うわけでありませう。

そこで、前にも議論があつて、やっぱり給付を受ける方は何となくもらってばかりでもと、後ろめたいという言葉はちょっと適切でないかもしれないけれども、どうも何かなということもあるんです。ただ、ここでそういった支援をしないと、やっぱり事業継続ができないということだと思います。そして、前にも形態、業種を変えるなんていう議論もあったわけですが、そ

それはそれで支援をしつつ、いずれしっかりとやっぱり継続できるような支援を行っていくというところに力を尽くしていただきたい。

関連なんですけれども、観光の町でありますから、八重樫課長と観光の在り方、近場のマイクロツーリズムの話もしてきました。簡単ではないと思うんですが、なかなかあまりそこには積極的でなかった答弁だったと前、記憶しておりますけれども、やはりこうなってくると集団免疫を獲得するのに長い時間がかかると、10年とかという話も聞いた記憶がありますけれども、そうなる海外はもとよりですけれども、やはり遠方の方、県外の方の観光というとなかなか今後どうなるか、本当に見通しが利かない状態だと思うんです。となれば、やはりマイクロツーリズムへの挑戦、そういった近場の観光客確保というのは言わば足腰の強化につながると思うんですけれども、その辺はどういうふう考えるか、改めて伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

やはり今このコロナの感染症が全国的に蔓延して、人の移動というものがかなり難しくなってきております。その中では、やはり近場、これも県内だけかどうかは置いておいても、例えば東北地方なりの様々なそういうエリアを絞っての観光の振興というものは必要になってくるだろうなと思っております。今現在でも、例えば平泉の人が泊まるかどうかは別としても、一関の方にいらしていただくとか、それでも事業者は非常に助かるわけですので、やはり事ここまで来ますと、ある程度そのような形に移行を考えていく必要があるだろうなというふうには思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

八重樫課長とか、あるいは千葉信胤さんあたりが講師になって、宿泊を兼ねると、今この時期はどうかは分かりませんが、だったら私も参加してみたなとか思うわけです。だから、そういった工夫ができる、教育長の教育行政方針演述の中でも、大人の平泉学、そういったたしか話があったと思うんですが、やはりこの機会に近場、町内の町民を含めて理解を深めるといういい機会になって、それ自体が先ほど言ったように足腰を鍛えるというか強くしていくということになると思うので、引き続き検討もしていただきたいと思います。

いずれにせよ、今後は補正予算ということになると思うんですけれども、早急に対策を取られることを求めて、次の質問に移りたいと思います。

大雪により被害を受けた農業施設への支援についてでありますけれども、ハウス197棟というのは、格納庫なんかもこれは入っているんだと思うんですが、その辺をまずお聞きしたいと思うんですが、そういったことと併せて、実態の掌握、多分197棟というと、今格納庫の話もしましたし、野菜の方もあったり、あるいは稲、苗と色々な農業施設がまずあると。それから、言わば求めるというか必要な施策と申しますか、再建するという人もいれば、この際だからちょっと

断念しようかなという人もいると思うんですが、その辺の状況というのは、今月の回覧板で支援策のものが回ってきました。あの辺で調査とかいろいろそういったところを求めたチラシだったというふうに思いましたけれども、その辺はどうなんですか。実態はつかめているのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

ハウス197棟の被害の状況であります。園芸等の野菜を栽培しているハウスも含め、農機具置場、農作業置場というハウスがほとんどでありますし、牛舎はハウス牛舎でありますし、作業小屋21棟については木造の作業小屋となっております。ハウス197棟のうち農機具置場と農作業置場につきましては、補助対象外という形になっております。また、作業小屋21棟につきましても、木造施設ということで、今回ハウスの施設に対しての補助ということになりますので、それについても補助対象外ということになっております。

先日、支援事業要望調査という話がありましたが、対象者が195人でありますので、その方々に送付しております。報告が77人、今現在来ておまして、国の補助対象になるのではないかとされているのが約19人ほど、あと県単事業として考えられるのが30人、そして町単独事業が37人となっております。

つまり、ハウスを再建せずに撤去し、あとそこで野菜とかを作るという方もおられますし、再建につきましても、災害が起きた棟数を復旧せずに縮小してやられるという方もおられます。個人個人で状況が違いますので、それぞれの状況を見ながら相談させていただいている状況であります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

国が19人、確定的なことではなくて、対象になるかなということなのだろうと理解しますが、国にこの制度があつて、町内ではそれしか受けられないというのは、これはいずれ災害型でないからだとは私は理解しているんですが、今度の支援策を見ますと、やっぱり担い手づくり、地域担い手支援タイプとなっております。それから作物転換、規模拡大等を図る場合というふうになっております。こうなるとかなり制約されて、国の制度は使えないと思うんですが、その辺はどういうふうに考えますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

議員おっしゃるとおり、国の事業はやはり制約がございます。今話がありましたとおり、経営面積拡大、作物転換、規模拡大をしなければ補助対象にはなり得ません。また、成果目標というものを入れて、3年間でその目標を達成しなければ補助は返還となり得るということになります。

ですので、対象となる農家の方々も非常に慎重になっているところであります。なかなか国の事業が、本来は対象になりますが、申請までは行かないのではないかなと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

やっぱりこの間の大雨などによる農業の被害の場合、災害型というのを国は適用してきたんですけども、今回はそうじゃなかったというところにこういった問題が出てきていると思うんです。決まった国の支援なんでしょうけれども、いずれやはり国に対しては災害型の適用、そういったことを求めていくべきではないかなというふうに思います。

そこで、県と市の対象事業というふうになるわけですけども、30分の7、30分の7ということになっていました。そして今、実際ハウスの大きさにもよるんでしょうけれども、13間ないし14間なんですか。13間ぐらいのハウスというのは、新しいのは幾らぐらいするんですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

ハウスの大きさ、使っている資材、部材等にもよりますが、1棟当たり70万程度とは考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

トマトをやっている農家の場合は200万と言われました。あれは何間あるんでしょうか、20間ぐらいでしょうかということで、仮に30分の14ということは、100万以上負担しなくちゃいけないとなると、これはかなりの負担で、相当大変だと思うわけです。

農協からちょっと資料をもらってきたら、いろんなタイプがあるという話をされましたけれども、パイプの太さが22ミリのもので3間掛ける20間というものと32万ほどするんです。これは安いものです。ただ、それはビニールはついているけれども、1年ぐらいでもう使えなくなるということで、やっぱりいいビニールを貼るともったかかるとのことなので、やはり80万とか、小さい物でも100万ぐらいかかるわけです。

それで、そうなる結局負担がかかるというのは、事業再建、農業の再建にかけてやっぱりちゅうちょするということになると思うんです。解体費用は今回町が持つという、これは立派だと思うんですけども、その辺はもう少し、これ何とかならないのかなと思うんですけども、いかが考えますか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

国の補助事業につきましては、国でまず補助率が30分の9以内ということになっていますし、

あと県の補助が30分の7、市町村が30分の7ということなんですが、県はこれをあくまで案で示してきたことであります。それで、一関市と同じ管内でありますし、1つの農協であります。やはりそこで同じ補助率にすべきではないかということで、県の示した補助率で進みたいと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

じゃ、ちょっと別なところで、いわゆる中古です。ハウスの機材の確保も大変になってきていると。岩手はここだけじゃないということですから、そうなるとう当然、もちろんさっき言った値段の問題もあります。価格の問題。そうなるとう中古という方もいるわけです。その辺は対象となるのかどうかということについてはどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

ビニールハウスに限らず農業機械もですが、耐用年数が残っている資材で再建すれば対象になります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

例えば、あるところでは中古で3間掛ける13間で十三、四万という話を聞きました。それに今度はビニールが必要だということで、聞きますと、大体野菜を作って道の駅などに出して、年間60万ぐらいと言っていました。だから、14万、ビニール代とかもあるから20万近くかかるのかもしれない、中古で。それを建てて2棟で40万、3棟建てたら60万ということですよっ飛んじゃうと。もちろん60万で人件費なんて出てこないということになるんですけども、やはりそういう点では、そうした大規模じゃなくても頑張ってきて、さっき言ったように道の駅に出しているわけです。これ、道の駅でしっかりと当初の農業振興のためにということ達成していくためにも、やはりそういった農家をしっかりとサポートしていくということが求められると思うんです。ですから、そういうことでは一層の支援も検討していただきたいなということがまず1つ。

それから、もともとは農業用ハウスだったんでしょうけれども、いわゆる格納庫になっていると。農機具なんかというのは、これはどのぐらいあるんですか。ちょっと改めて伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

被害を受けたハウスのうち約70棟ほどが農機具置場のハウスとなっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

やはり、かなりあって、この支援制度を見ますと、町でつくった補助事業、1、4、対象外となる施設という、資料の中でそう書いてあるんですけども、農機具保管庫、資材置場というのについてなんですけれども、建築確認済みの場合は対象と。つまり、建築確認しなければ対象外ということになるので、対象にならないわけです。

今70以上もあって、それは農業を続けていく上でトラクターとか何かを保管しているわけです。やっぱり必要なんです、そこでは。野菜は作らない、苗を作るわけじゃないけれども。でも、そこも含めて支援をしていかないと、やっぱりこれは大変なんじゃないかなと思うわけです。そうすると、この枠組みとといいますか、この支援策の建築確認済みの場合、いろいろ聞きますと、ちゃんとした建物じゃなければ法律上いろいろ問題があるということもあるようですけれども、それでもこれがあって農業ができています。とすると、支援しないといけないんじゃないかと思うのですが、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

まず、ビニールハウスを建築確認の申請した場合、ほとんどが許可にならないと思います。やはりそこは強度が不足しているので、強度等の問題でビニールハウスは許可にならないかと考えております。また、農機具の保管庫、また資材置場を支援するということになりますが、いずれ国・県では違法の工作物に対しては支援しないということになっております。そこで町としてはどのような方策、支援策が考えられるかと言いますが、いずれ今のところは町単独事業の撤去、解体は行いたいと考えております。それによりまして撤去をして、今後どのような使い方をするかも分かりませんが、いずれ営農は継続していただきたいと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ちょっと私もなかなか理解が不十分なんですけど、いずれ撤去、解体については、そういったところ、さっき言った格納庫も対象になるということで確認したいと思いますが、いかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

いずれ農機具保管庫、資材置場についても町単独事業の対象にしたいと思いますが、農機具置場と言いましても常時専用の農機具置場が対象外となるものであります。ですので、冬期間一時的にとか置いていた場合には、農機具置場と言いながらも、それはもともと再建のほうの支援になる可能性は十分あります。ですので、農家の方々にその辺も聞き取りしながら、本当に対象外となるのか、対象となるのかも含めて、個別に相談、お話しさせていただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ私もちよっとこの冬、持続化給付金のいろいろお手伝いもしてきた経過があって、農家の方が町内でも規模にかかわらず苦勞をして代々の土地を守ってやってきたんだなというのが本当に分かりました。

規模の話をしました。実際、米を作っていないなくても、やっぱり草刈りをして農地を守って保全しているわけです。そういった方もいるわけです。だから、大きい農家だけでなく、国の担い手となりますと、多分農地を集約していいところだけ残してとなると、中山間地域、小さい面積で頑張っている農家というのは切り捨てられてしまうと思うんです。国はそういう方針でしょうけれども、町としてはしっかりと柔軟に対応して、今回の雪害被害についても十分支援をしていくということを求めたいと思います。

次に、タブレットの関係に、教育委員会のほうに移りたいと思います。

国のWHOの話もされましたが、悪影響、そういう科学的根拠はないという見解でありました。ただ、先ほどの教育長の教育行政方針演述の中でも、健やかな体づくりという中で、スマートフォンやゲーム機器等は、使い方によっては子どもの脳や体に深刻なダメージを与えるリスクがあることを様々な機会を通して理解されるように取組を推進してまいりますというふうに述べていました。

つまり、WHOではこういったことを言っているということです。答弁でももちろん健康被害が疑われる場合というのもありました。でも、基本的には健康に悪影響を及ぼすことがあるというふうな認識ということによろしいでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

健康への悪影響ということにつきましては、ご質問の中にもありましたけれども、いろんな提言とかがなされているわけなんですけれども、いずれ科学的な研究に基づいた因果関係につきましては特に立証がされていないということにして、むしろ教育長が教育行政方針演述で言ったのは、LED、ブルーライトの影響のほうが大きいということで、今回のご質問については、いわゆる電磁波については、GIGAスクールで整備している無線LANから発せられる機器等についても、総務省の一定の基準を満たした製品を調達しているということもありますので、そちらについての影響はないというふうに理解して進めているところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ今、岩渕教育次長が答弁したように、両方と言いますか、影響ある、実際そうだとする科学者の研究結果もいろいろ出ていました。それで、多分日本の場合はこの規制が弱くて、い

ろんな新しいものを開発するときに、そういった機械を研究開発するのにほとんどの予算を使って、じゃそれがどんな悪い影響とか、どういうことを及ぼすのかと研究するための予算というのは少ないということで、やっぱりどうしても日本全体としてそこへの注意というのが少ないのかなというふうに思います。

例えばこの携帯電話の電磁波、その数値の量というのがワット毎キログラムという単位なんですけれども、それが日本は2.0なんです。アメリカが1.0、あとでちょっと言いますが、スウェーデン、やっぱりあちらのほうは早く5Gなんかも進んでいたりするからでしょうか、そちらは0.8ワット毎キログラムということで、日本の半分以下の設定です。中国でも1.0ということになっていました。

ここの研究は旧ソ連、ロシアが1960年代にはもう研究していて、ロシアが一番厳しいこの電磁波についての対応をしているということです。小児白血病とか頭痛、記憶障害、脳腫瘍、不眠、鬱、こういったことが悪影響という点ではあるんだそうであります。あと、言わば精子の数もうんと減るということで、男性だったらポケットに入れて歩くと近いわけですから、そういうことも研究結果では出ていました。

繰り返しますけれども、まだまだ研究の途上だと。ただ、問題なのは、子どもに対する影響が大きいということなんです。大人の4倍の影響がある。頭蓋骨は薄いし、心身ともに成長の途上ですから。だから、注意をする必要がある。まだ分からないことがいっぱいあるというわけです。そういう点で求めたいのは、今回タブレットですから、それがLANをつなげるかどうかもちよっと私は承知しておりませんが、有線なんです。できれば有線のLAN、そういうのを使ったほうがいいのではないかなというふうに思ったわけですし、もちろん私も日常的にスマートフォン使いますが、ちゃんと説明書には離して使いなさいと書いてあります。私の使っているのは、さっき日本は2.0と言ったんですが、0.4幾らとちゃんと仕様書に書いてあります、今。

だから、そういう点では、大体人口の3%から5.7%、平泉町の人口に換算すれば200人から400人ぐらい。人によって違うわけですが、これも。まだ分からないこと、影響を受けるという。そういう点で求めたいのは、学校現場で今後タブレットを使っていくわけですから、やっぱりこういったことがちゃんと、片隅では駄目だろうけれども、そういうことがあり得るということもしっかりと現場で入れておくのも大事なんじゃないかなと思うんだけど、その辺はどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

1人1台端末がいよいよ4月から実際に子どもたちが使うような形になるわけでありましてけれども、有線LANでなくて無線LANという形でつなぐことになりますから、四六時中電磁波が飛んでいる状況の中でのということになります。ただ、タブレットについては、では1人1台になったので毎日数時間ずつそれを使った授業が行われていくかということではないわけで、最初は1週間に一遍とか、まず子どもたちが立ち上げることから始まってということで勉強していかな

きやならないということですので、そう長い時間画面を見ているというふうなことにはならないということですから、影響は非常に少ないだろうと。というよりも、今多くの子どもたちが使っているスマホとか、あるいはゲーム機とか、そういったようなことにはまり込んで、それこそ夜明けまでやっているとか、そういう子たちも中にいるわけで、そのほうが大変心配だなというふうには思っています。

年明けましたんで一昨年前でしたか、奥州市の眼科医の先生に来ていただいて、小学校高学年と中学校2年生だったでしょうか、講演をお聞きしました。脳、そして目にスマホのブルーライトとかそういったものがどのような影響があるかということで、かなりショッキングな話をしていただきました。印象的だったのは、野球部の子に、バッティングできなくなるぞと、ボール打てなくなると。そればかり見ているとというふうなことで、野球部の子たちにとっては非常にショックだったかもしれませんが、それくらい脳や目に大きな影響があるのだということを経験的な形で話をさせていただいて、警鐘を鳴らしていただいた。

こういう機会を持ちながら、子どもだけではなくて親も含めて、親もそのときに呼んだんですがほとんど来なかったんです。何とかそういう形で学校ごととか、あるいは学年ごととかいろんな形で、眼科医だけではなくて、様々なお医者さん等をお呼びしての講習、研修、そういった機会を持っていく必要があるのではないかなと、そんなふうに感じているところであります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

ブルーライトというのは、これはもう随分前から言われていますが、今回、これも本当に大変だというのは私も分かりますが、いわゆる電磁波というのは今4G、これが5Gになってくると波が短いので、遠くに届かないと。そうすると、基地局がいっぱい必要なんだそうです。使う電力、電気も多いということで、道路、上り、下り、2本だとすると、4Gと5Gを比べると10倍から100倍、道路が100本もあるというぐらいの広さ。そうやって情報を通して電気も使うというか、それが今後、基地局をいっぱい造って行って、日常的にさらされると。そのことがやっぱり心配だと思います。それで、休む。1時間やったら何分休むとかという、やっぱりそういったことで対応もできるということなので、これからの時代、使わないわけにはいかないというのも事実だと思うんです。

ただ、しっかりとそういったリスクというものを認識して、教育現場でも教職員の皆さんは日常的にそれを指導するというか、子どもたちと一緒に学んでいく、その機材として使うわけですから、よくそういったところも注意を喚起していただきたいなというふうに思います。私自身もこれ、今年になってこの件にちょっと注目をし始めた。先ほど教育次長が最初に言ったとおり、まだ研究の途上でもあるわけですから、ただ、やはり心配なところはうんと指摘されているわけですから、そういったところはきちんと捉えて取り組んでいただきたいということでもあります。

以上で、私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

---

議 長（高橋拓生君）

本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は明日 9 日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時07分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 三枚山 光 裕